

株主各位

証券コード 5009

2021年6月9日

東京都千代田区神田東松下町13番地

富士興産株式会社

代表取締役社長 保谷 尚登

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、書面又はインターネット等による議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに書面又はインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都千代田区平河町二丁目4番1号 都市センターホテル6階 601会議室（昨年と開催会議室を変更しておりますのでご注意ください。） （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第91期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第91期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド及びアスリード・グロ ース・インパクト・ファンドによる当社株式を対象とする公開買付け等に 対する対応方針の導入に係る承認の件 第4号議案 新株予約権の無償割当ての件
4 議決権の行使等についてのご案内	3ページに記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本招集ご通知において提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（ https://www.fkoil.co.jp/ ）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載いたしていません。従いまして、本招集ご通知提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fkoil.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- 株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fkoil.co.jp/>）でお知らせいたしますのでご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について

1. 当社の対応について

- ・運営スタッフは体調に問題がないことを確認したうえで、マスク着用で対応させていただきます。
また、必要に応じて手袋を着用いたします。
- ・会場入口等にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・会場内では席を空けてご着席をお願いすることがございます。
- ・その他、当社が必要と判断した措置を講じることがございます。

2. 株主様へのお願い

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、極力、書面又はインターネット等による議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・会場である「601会議室」が満席となった場合には、第2会場をご案内させていただく場合がございます。
- ・株主総会へのご出席を予定されている株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、座席が非常に限定的となりますため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・株主総会会場におきましては、マスクのご着用とアルコール消毒液のご使用等のご協力をお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフが体調の確認をさせていただくことがございますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.fkoil.co.jp/>) でお知らせいたしますので、ご確認ください。

議決権の行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大変な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 個

XXXX年XX月XX日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXX

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第3号議案及び第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

※ 書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

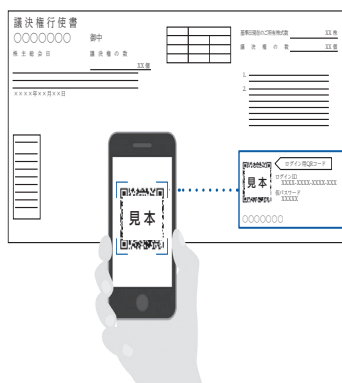
※ 書面（議決権行使書）において、各議案に賛否の記入がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 新しいパスワードを登録する。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題であるとの認識のもと、中長期的な視野に立った投資により企業価値を増大させ、積極的な利益還元を行うこと基本方針としています。

当期の実績が中期経営計画の数値目標を上回ることが出来たことや、当社の現在の資本状況を勘案し、新中期経営計画における資本政策を前倒して実施することとし、普通配当23円に80円の特別配当を加え、1株当たり103円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 103円 (うち 普通配当23円、特別配当80円) 総額 821,043,179円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月25日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会において本議案を検討した結果、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

ほ う や な お と
保 谷 尚 登

再任

生年月日

1957年7月10日生

所有する当社の株式数

5,200株

取締役会出席状況

13/13回（出席率100%）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	日本石油精製(株)入社
2008年4月	新日本石油(株) 潤滑油事業本部潤滑油販売部長
2012年6月	J X日鉱日石エネルギー(株) 潤滑油事業本部潤滑油総括部長
2014年6月	同社執行役員潤滑油企画部長
2016年4月	J Xエネルギー(株) 常務執行役員潤滑油カンパニー・プレジデント
2018年4月	J X T Gエネルギー(株) 取締役常務執行役員潤滑油カンパニー・プレジデント
2019年4月	同社顧問（常勤）
2019年6月	当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

保谷尚登氏は、企業経営及び石油製品の製造・販売に関する豊富な経験と知見を有しており、当社の経営の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

2

よし の ゆ き お
吉 野 幸 夫

再 任

生年月日

1959年3月5日生

所有する当社の株式数

3,200株

取締役会出席状況

13/13回（出席率100%）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4 月 当社入社
2013年 6 月 当社新規事業推進室長
2015年 6 月 当社大阪支店長
2016年 6 月 当社執行役員大阪支店長
2018年 6 月 当社取締役執行役員 販売部門担当、販売部長
2019年 6 月 当社取締役執行役員 販売部門担当・新規事業担当、販売部長（現任）

取締役候補者とした理由

吉野幸夫氏は、石油販売に関する豊富な知識と経験を有しており、当社の経営の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

3

まつ ざ き ひ ろ ふ み
松 崎 博 文

再 任

生年月日

1956年 8 月17日生

所有する当社の株式数

5,804株

取締役会出席状況

13/13回（出席率100%）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4 月 当社入社
2008年 7 月 当社経理部副部長
2013年 6 月 当社取締役経理部長
2015年 6 月 当社取締役執行役員経理部長
2019年 6 月 当社取締役執行役員 管理部門担当、経理部長（現任）

取締役候補者とした理由

松崎博文氏は、当社の経理部長を務めるなど、経理財務の豊富な知識と経験を有しており、当社の経営の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

4

な べ た と し ひ さ
鍋 田 俊 久

新任

社外

独立

生年月日

1960年9月3日生

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 三菱商事(株)入社
2012年6月 同社宇宙航空ユニット次長（戦略事業開発担当）
2013年4月 同社船舶・宇宙航空事業本部新規事業開発室次長
2015年4月 同社機械グループCEOオフィス事業開発推進ユニット次長
2017年5月 The Avascent Group Ltd.日本担当ディレクター（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鍋田俊久氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、事業開発や先進技術に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有しており、当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待できると判断し、社外取締役候補者としております。

独立役員に関する事項

当社は鍋田俊久氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。また、同氏は本招集ご通知9ページ記載の当社の社外役員の独立性判断基準を満たしております。

候補者番号

5

す な が ひ で あ き
須 長 英 明

新任

社外

独立

生年月日

1961年11月29日生

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 野村證券(株)入社
2004年6月 Nomura International plc 欧州インベストメントバンキング部門長
2006年7月 野村ホールディングス(株) 経営企画部エグゼクティブ・オフィサー
2007年4月 (株)日本トリム 取締役副社長
2009年1月 バークレイズキャピタル証券 投資銀行本部長
2010年6月 BNPパリバ銀行東京支店 シニア マネージングディレクター

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

須長英明氏は、証券業界をはじめ多方面にわたる幅広い知識、海外における豊富な経営経験を有しており、経営経験者としての専門的な知見を活かし、当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待できると判断し、社外取締役候補者としております。

独立役員に関する事項

当社は須長英明氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。また、同氏は本招集ご通知9ページ記載の当社の社外役員の独立性判断基準を満たしております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、鍋田俊久氏及び須長英明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、鍋田俊久氏及び須長英明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、当社役員、子会社役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の概要は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補するものです。各候補者が取締役に就任した場合は、候補者全員を被保険者として前記の役員等賠償責任保険契約を更新する予定であります。なお、当該保険料につきましては、全額会社が負担しております。

ご参考：当社の社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員が次の要件のいずれにも該当しない場合、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と判断する。

- ①当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）の出身者
（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人（以下、「業務執行者」という。））
- ②当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
（直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該取引先に対する当社グループの売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える取引先）
- ③当社グループの主要な借入先またはその業務執行者
（直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの連結ベースの借入額が当社の連結総資産の2%を超える借入先）
- ④当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
（直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループに対する当該取引先の売上高の合計額が当該取引先の連結売上高の2%を超える取引先）
- ⑤当社グループから役員報酬以外に多額の報酬を得ている法律専門家、公認会計士またはコンサルタント
（直近3事業年度の平均で個人の場合は年間100万円以上を得ている者。法人、団体等の場合は、当該法人、団体等の連結売上高の2%以上の額を得ている当該法人、団体等の所属者）
- ⑥当社グループから多額の寄付を得ている者
（直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの寄付金の合計額が当該寄付先の収入総額の2%を超える寄付先）
- ⑦当社の大株主（当社の議決権総数の10%以上を有する者）または当該主要株主が法人である場合には当該主要株主またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者
- ⑧当社が総議決権の10%以上の議決権を有する法人等の業務執行者
- ⑨上記①～⑧までのいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る）の配偶者または二親等以内の親族
- ⑩過去3年間において、上記②～⑨のいずれかに該当する者

以 上

アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド及びアスリード・グロース・インパクト・ファンドによる当社株式を対象とする公開買付け等に対する対応方針の導入に係る承認の件

1. 提案の理由

2021年5月24日付けプレスリリース「アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド及びアスリード・グロース・インパクト・ファンドによる当社株式を対象とする公開買付けを受けた当社の対応方針（既に具体化している公開買付けを含む大規模買付行為への買収防衛策）に関するお知らせ」（以下、「対応方針プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたように、当社取締役会は、同日開催の取締役会において、アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド及びアスリード・グロース・インパクト・ファンド（以下「公開買付者ら」といいます。）の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）がなされている状況下において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、本公開買付け及び公開買付者らからの当社株式を対象とする公開買付けがなされている状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議いたしました（なお、本対応方針の導入に至る経緯の詳細については、別添資料1（本対応方針の導入に至る経緯について）をご参照ください。）。

当社は、当社株式に対する大規模な買付行為がなされることを受け入れるか否かの判断については、当社の株式価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えており、本対応方針は、公開買付者らによる当社株式を対象とする公開買付けがなされている状況下において、大規模買付行為等が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るのかについて、株主の皆様が適切にご判断を下すための十分な情報と熟慮期間を確保し、最終的には、株主総会において株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保することを目的とするものです。

公開買付者らは2021年4月27日付けで当社に対して本公開買付けを開始することを公表しました。本公開買付けについて、当社との間で何らの協議を行うことなく準備し実施しました。本公開買付け開始時点で、当社が、公開買付者らの考える本公開買付け成立後の当社の経営方針、本公開買付けの買付価格の算定の基礎、算定の経緯等について知るところは、公開買付届出書に記載されている内容だけでした。その後当社は公開買付者らについて情報を収集するとともに、当社から公開買付者らに対し質問を送りました。同質問に対する回答、当社で収集した情報等をもとに、詳細に評価・検討した結果、当社は、本公開買付けに関し、当社の2021年5月28日付けプレスリリース「アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド及びアスリード・グロース・インパクト・ファンドによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（反対）及び株主意思確認総会の開催のお知らせ」にてお知らせいたしましたように、本公開買付けは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の毀損につながるものであると判断し、本公開買付けに反対する旨の意見を表明いたしました。

その上で、当社は、本対応方針の導入について本株主総会における株主の皆様の普通決議によるご承認を受けつつ、かかる承認を受けることを前提として、本公開買付けが成立する場合には、本対応方針に基づく対抗措置として、本株主総会における株主の皆様の普通決議によるご承認に基づき、第4号議案に記載のとおり株主の皆様に対する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当て（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。その詳細については第4号議案をご参照ください。）を行うべく、本議案及び第4号議案を本株主総会に付議することを決定いたしました（なお、本公開買付けに対する反対意見の内容、根拠及び理由の詳細については、別添資料2（本公開買付けに対する意見の内容、根拠及び理由）をご参照ください。）。

2. 提案の内容

本対応方針の具体的内容は、別添資料3（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び本対応方針について）に記載のとおりです。

第4号議案 新株予約権の無償割当ての件

1. 提案の理由

本議案は、下記2記載の内容による本新株予約権無償割当てを実施する旨の議案であり、第3号議案が承認可決されることを条件として、株主の皆様に、普通決議によるご承認をお願いするものです。

2. 提案の内容

本新株予約権無償割当ての具体的内容は、別添資料4（第1回A新株予約権発行要項）に記載のとおりです（以下「本A新株予約権」といいます。）。

【本A新株予約権無償割当てに伴う主なスケジュール】

本A新株予約権は、行使期間開始前に、別添資料4（第1回A新株予約権発行要項）第12項に基づき取得することを予定しておりますので、以下のスケジュールを予定しています。

2021年6月24日 本定時株主総会

第3号議案及び第4号議案がいずれも可決された場合は以下のとおりです。

2021年7月末日 本A新株予約権の基準日

2021年8月末日 本A新株予約権無償割当ての効力発生日

2021年9月1日（予定） 本A新株予約権を取得し下記を付与します。

① 非適格者に該当する等の理由で行使が制限される株主様には、第1回B新株予約権（以下「本B新株予約権」といいます。）を付与します。

② その他の株主様には、本A新株予約権1個に対し当社普通株式1株を付与します。

（注） 非適格者・本B新株予約権等の内容は、別添資料4（第1回A新株予約権発行要項）をご覧ください。

〈ご参考1〉決議要件について

第3号議案及び第4号議案のいずれについても、決議要件を普通決議といたします。

決議要件を普通決議とする理由は、以下のとおりです。

- (i) 支配株主の異動をもたらす募集株式の発行等の場面において、株主総会決議が必要となる場合にも、その決議要件は普通決議であることから（会社法第206条の2第5項）、同様に、株式の買集めによる支配権取得においても、株主総会の普通決議によって株主意思を問うのが合理的であること。
- (ii) 株主総会における賛成が過半数を超える場合に、当該過半数の意思を考慮しない実質的根拠がないこと。
- (iii) ブルドックスソース事件最高裁決定（最決平成19年8月7日民集61巻5号2215頁）においても、「特定の株主による経営支配権の取得に伴い、株式会社の企業価値がき損され、株主の共同の利益が害されるこ

とになるか否かについては、株主総会における株主自身の判断の正当性を失わせるような重大な瑕疵が存在しない限り、当該判断が尊重されるべきである。」と判示しており、「株主総会における株主自身の判断」の決議要件について（特別決議が必要である等の）特段の言及をしていないことからすれば、ブルドックソース事件最高裁決定は、株主総会については、普通決議を前提としていると読むことが合理的であること。

〈ご参考2〉独立委員会の勧告について

当社取締役会は、2021年5月7日付けで設置した独立委員会より、本定時株主総会の招集にあたり、2021年5月27日付けで、その開催日時、場所及び目的事項その他の株主総会の招集に関する事項並びに株主意思確認総会における付議事項について、本定時株主総会の招集通知及び参考書類記載のとおりとすることは適当である旨の勧告を受けております。

本対応方針の導入に至る経緯について

公開買付者らは、2021年4月27日付けで本公開買付けを開始することを公表いたしました。本公開買付けは当社には知られることなく開始されました。公開買付者らの本公開買付けの開始の公表をもって、当社ははじめて本公開買付けについて知りました。本公開買付けの開始時点で本公開買付けの内容について当社が知る場所は、本公開買付届出書の記載事項だけでした。

2021年5月7日付け「独立委員会の設置及び独立委員会委員の選任に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、本公開買付けに対する当社意見表明の公正性・客観性を高め、当社取締役会による恣意的な判断を防止すること等を目的として、当社及び公開買付者らと利害関係を有しない外部の有識者及び当社の業務執行を行う経営陣から独立した独立社外取締役から構成される独立委員会を設置しました。

同月13日に本諮問事項（別添資料2「本公開買付けに対する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②独立委員会の設置及び勧告」に定義いたします。以下同じです。）を独立委員会に諮問しました。

公開買付者らは、本公開買付けについて、当社との間で何らの協議を行うことなく準備を行い、本公開買付届出書に記載されている内容では、当社株式の非公開化が当社企業価値の向上になぜなるといえるのかその根拠、その他非公開化の必要性、本公開買付け成立後の当社の経営方針、本公開買付けの買付価格の算定の基礎、算定の経緯等について、不十分な内容であったこと等に鑑みると、本公開買付けの目的及びその結果が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるようなものであるおそれは否定できないと、当社は認識いたしました。

かかる認識の下、当社取締役会は、公開買付者らが、本公開買付け等を通じて大規模買付行為等に該当する当社株式の大規模取得等を目指すものである場合、また、公開買付者らによる本公開買付けを受け他の当事者による大規模買付行為等が企図されるに至る場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる事態が生じないよう、これらの大規模買付行為等が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るのかについて、株主の皆様が適切にご判断を下すための情報と時間を確保するため、かかる大規模買付行為等は、当社取締役会の定める一定の手続に基づいてなされる必要があるとの結論に至りました。

その結果、対応方針プレスリリースに記載のとおり、当社取締役会は、2021年5月24日開催の取締役会において、当社の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、本対応方針を導入することを決議いたしました。

当社は、当社株式に対する大規模な買付行為がなされることを受け入れるか否かの判断については、当社の株式価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えており、本対応方針は、本公開買付けや、当該公開買付けがなされている状況下において企図される

に至ることがあり得る他の大規模買付行為等が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切なご判断を下すための十分な情報と熟慮期間を確保し、最終的には、株主総会において株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保することを目的とするものです。なお、本対応方針の導入にあたっては、別添資料2「本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②独立委員会の設置及び勧告」に記載のとおり、当社取締役会は、当社及び公開買付者らと利害関係を有しない外部の有識者及び当社の業務執行を行う経営陣から独立した独立社外取締役から構成される独立委員会を設置し、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めております。

当社としては、本来的には、株主の皆様が適切なご判断を下すための十分な情報と熟慮期間を確保するため、本対応方針の手続が履践された上で本公開買付けが実施されることが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化の観点から必要であったと考えており、本公開買付けの目的及び本公開買付け後の具体的な経営方針に関しては一切事前の通知・連絡もないまま、公開買付者らが本公開買付けを開始したことについては誠に遺憾であると考えております。

同時に、本公開買付けが現実開始された状況において、本公開買付けに対して、本対応方針の趣旨を踏まえて、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、引き続き適切な対応を模索してまいりました。

その結果、当社取締役会における本公開買付けに係る今後の評価・検討の結果、当社取締役会が本公開買付けに反対の立場をとり、これに対して対抗措置を発動すべきであるとする場合には、(a) 本対応方針の導入に対する賛否及び (b) 本対応方針に基づく対抗措置の発動に関する議案に対する賛否について株主の皆様の意思を確認する株主意思確認総会を開催することは、本対応方針の趣旨に合致するものであると考えるに至り、上記 (a) 及び (b) について株主の皆様の意思を確認するべく、2021年6月24日開催予定の当社第91回定時株主総会をもって株主意思確認総会にすることとし、同定時総会に上記 (a) 及び (b) を議案として上程することを、2021年5月28日に当社取締役会で決議いたしました。

なお、別添資料2「本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②独立委員会の設置及び勧告」に記載のとおり、当社取締役会は、2021年5月27日に、独立委員会より、独立委員会の全員一致の意見として、本公開買付けは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであることから、当社取締役会が本公開買付けに対して反対の意見を表明すること、2021年6月24日開催予定の当社第91回定時株主総会をもって本対応方針に定める株主意思確認総会とすることは適切である旨の勧告を受けております。

以 上

本公開買付けに対する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、2021年5月28日開催の取締役会において、本公開買付けに対して反対の意見を表明することを決議いたしました。したがって、株主の皆様におかれましては、本公開買付けに応募されないようお願い申し上げますとともに、既に応募された株主の皆様におかれましては、速やかに本公開買付けに係る契約の解除を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けに関する意見の根拠

公開買付者は、2021年4月27日付けで本公開買付けを開始することを公表いたしました。本公開買付けは当社には知られることなく開始されました。公開買付者の本公開買付けの開始の公表をもって、当社は初めて本公開買付けについて知りました。本公開買付けの開始時点で本公開買付けの内容について当社が知るところは、本公開買付け届出書の記載事項だけでした。

2021年5月7日付け「独立委員会の設置及び独立委員会委員の選任に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、本公開買付けに対する当社意見表明の公正性・客観性を高め、当社取締役会による恣意的な判断を防止すること等を目的として、当社及び公開買付者と利害関係を有しない外部の有識者及び当社の業務執行を行う経営陣から独立した独立社外取締役から構成される独立委員会を設置しました。

同月13日に本諮問事項（下記「(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②独立委員会の設置及び勧告」に定義いたします。以下同じです。）を独立委員会に諮問しました。

公開買付者は、本公開買付けについて、当社との間で何らの協議を行うことなく準備を行い、本公開買付け届出書に記載されている内容では、当社株式の非公開化が当社企業価値の向上になぜなるかといえるのかその根拠、その他非公開化の必要性、本公開買付け成立後の当社の経営方針、本公開買付けの買付価格の算定の基礎、算定の経緯等について、不十分な内容であったこと等に鑑みると、本公開買付けの目的及びその結果が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるようなものであるおそれは否定できないと、当社は認識いたしました。

かかる認識の下、当社取締役会は、公開買付者が、本公開買付け等を通じて大規模買付行為等に該当する当社株式の大規模取得等を目指すものである場合、また、公開買付者による本公開買付けを受け他の当事者による大規模買付行為等が企図されるに至る場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる事態が生じないよう、これらの大規模買付行為等が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るのかについて、株主の皆様が適切にご判断を下すための情報と時間を確保するため、かかる大規模買付行為等は、当社取締役会の定める一定の手續に基づいてなされる必要があるとの結論に至りました。

その結果、対応方針プレスリリースに記載のとおり、当社取締役会は、2021年5月24日開催の取締役会にお

いて、当社の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、本対応方針を導入することを決議いたしました。

並行して、当社は、公開買付者らによる本公開買付けの公表を受けた後、本公開買付けに対する当社の意見を表明することに向けて、直ちに、本公開買付け及び公開買付者らに関する情報の収集を試み、また、本公開買付届出書に記載された内容を含め、本公開買付けに関して、慎重に評価・検討を進めてまいりました。

当社取締役会は、本公開買付けの是非及びその諸条件等に関し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する当社の意見を形成するために、引き続き本公開買付け及び公開買付者らに関する情報の収集に努めるべきであると考えました。

そこで2021年5月17日、当社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。）に基づく意見表明報告書における公開買付者らに対する質問の制度を用いて本公開買付け及び公開買付者らに関する正確な情報収集を早期に実施すべきであると判断するとともに、本公開買付けに対する意見の表明を留保することは適当である旨の勧告を独立委員会から得ていましたので、2021年5月17日、当社取締役会において、同日時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保することを決議するとともに、公開買付者らに対する質問を記載した意見表明報告書を提出することを決議いたしました。

上記の当社の質問を受けて、公開買付者らは、2021年5月24日に、対質問回答報告書（以下「本対質問回答報告書」といいます。）を関東財務局長に提出しました。

当社は、本対質問回答報告書並びに当社が収集した本公開買付け及び公開買付者らに関する情報を基に、公開買付者らの提案を詳細に評価・検討いたしました。

独立委員会は2021年5月14日、2021年5月24日及び2021年5月27日に開催され、（i）5月14日には、本諮問事項等についての審議・勧告を行い、（ii）5月24日にはAslead Capital Pte. Ltd.（以下「アスリード・キャピタル」といいます。）の金融商品取引法第27条の25に違反する変更報告書不提出罪・虚偽記載罪の疑いに関して、証券取引等監視委員会宛に、書面で調査の申入を行うことについての審議・勧告を行い、（iii）5月27日には、公開買付者らから提出された本対質問回答報告書等を踏まえた上で、本諮問事項に関して、本公開買付けに対する当社の意見表明および2021年6月24日開催予定の当社定時株主総会をもって本対応方針に定める株主意思確認総会とすること、公開買付者らに対し2021年6月9日の正午を期限として、公開買付期間終了日を少なくとも2021年6月25日以後に延長することを文書で要請することの是非にかかる審議を実施しております。

そして、独立委員会は、2021年5月27日、当社取締役会に対し、独立委員会の全員一致の意見として、本公開買付けに関して、当社が本公開買付けに対して反対の意見を表明することは適当である旨等の勧告を行いました。

この勧告を受けて、2021年5月28日開催の取締役会において、出席取締役全員の一致により、本公開買付けに反対の意見を表明する旨の決議を行いました。

② 本公開買付けに関する意見の理由

A 本公開買付けの対応を判断するにあたって基礎とした主な事情

A1. ENEOS との取引関係への影響

a(1) ENEOSは当社の仕入の8割を担い、かつ当社はENEOSの物流網を利用して全国各地のお得意先に当社製品を供給しています。ENEOSと当社の信頼関係が崩れた場合、ENEOSからの仕入ができなくなる、仕入条件が悪化する、取扱製品が減少する、といったリスク、当社の強みである全国各地に届けられる物流網が崩壊するリスクが現実化し、当社の石油事業の継続に重大な支障が生じます。当社にとって石油事業は、売上高の9割、資産の6割を占める主力事業です。

さらに脱石油後の事業継続にも重大な支障が生じます。当社は脱石油後は、取扱製品を石油から、カーボンニュートラルな次世代液体エネルギーへ転換していき、その際には石油の物流網、運搬・貯蔵施設を次世代液体エネルギーにおいても利用し、脱石油後も成長を図っていくことを事業方針としていますが、この実現は次世代液体エネルギーの開発、商品化を先導するENEOSとの協力がなければ不可能です。

したがってENEOSとの信頼関係は当社が継続企業として存続していくためには必要不可欠であり、本公開買付けは、当社の企業価値を著しく毀損させるおそれがあります。

A2. アスリード・キャピタルの非公開化の提案内容には具体性がありません。

下記のとおり、公開買付者らと投資一任契約を締結しているアスリード・キャピタルの説明はいずれも抽象的・一般的なものにとどまり、当社の実情を踏まえておりません。なぜ当社が非公開化すると上場している現状よりも企業価値を向上させることができるのか、当社が企業価値向上のために上場廃止して非公開化させる必要性について、具体的な説明がありません。

a(1) 本公開買付届出書の記載において、非公開化の必要性についての具体的説明、非公開化後の企業価値向上のための実効性ある施策がありません。これらに関する本公開買付届出書の記載は以下のとおりです。

(公開買付届出書4頁) 2021年4月27日本公開買付けを実施することを決定いたしました。アスリード・キャピタルは対象者やその事業環境等に関して理解を深めることに加え、運用戦略に応じた建設的な「目的をもった対話」(エンゲージメント)などを通じて、対象者の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、公開買付者らの出資者の中長期的な投資収益の拡大を図る活動を行う予定です。

具体的には、株主と経営陣という関係性に基づき、対象者経営陣に対して、定期的に対象者の置かれた事業環境を踏まえた経営課題や成長機会の認識、経営方針、事業活動の進捗についての説明を求め、経営陣に適切かつ十分な検討や取り組みが行われている様子が見られない、又は十分に合理的な説明が得られない場合には、経営陣に再検討及びより合理的な説明を改めて求めるといった対話活動を行っていくことを想定しています。

こうした対話活動を通じて、経営陣に対してより真剣かつ積極的に企業価値の向上や持続的成長に対して取り組む規律付けを与えることができると考えています。

このような目的を実現するため、アスリード・キャピタルは本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定せず、本公開買付け成立後に対象者の支配権を取得する予定ですが、その後の経営方針としては、自らが対象者の経営を行うことは考えておらず、株主と経営陣といういわゆる所有と経営の分離の関係性に基づき、経営は経営陣に委ねる方針です。

同時にアスリード・キャピタルは、株主である公開買付者らから委任を受けた株主権の行使を通じて、経営陣に対して規律付け活動を行っていく方針を持っています。

具体的には株主総会の議案として、対象者より取締役選任議案が上程された場合には、当該議案における取締役候補者の適切性を評価し、適切であると判断する場合には、賛成票を投じ、不適切であると判断する場合には、反対票を投じます。

(公開買付届出書5頁) アスリード・キャピタルは対象者の経営を引き続き対象者経営陣に委ねる予定であるため、今後対象者の経営陣が策定する経営計画を支持する予定であり、これと異なる独自の経営方針又は計画は有しておりません。

但し非公開化後は、上場会社における中期経営計画で一般的に設定される期間である3年間といった期間にとらわれず、より時間がかかるとしても企業価値向上に寄与する施策の策定と実行を対象者経営陣には求めていると考えています。

また本公開買付け成立後、対象者取締役会の過半未満の人数の取締役がアスリード・キャピタルが指名する者となるよう、アスリード・キャピタルが指名する者を取締役候補者とする取締役選任議案を対象者の株主総会に上程していただくよう、対象者に要請する予定です。

アスリード・キャピタルが指名する者を取締役として選任することを対象者に要請する目的は、外部の投資者の視点を有する者を対象者の取締役に参加させることにより、外部の投資者の視点から、対象者取締役にて企業価値向上施策の検討及び実行について取締役間で真剣かつ活発な議論がなされるようにするためであり、これにより経営の規律付けをより効果的に行うことができるようになるとアスリード・キャピタルは考えています。

(公開買付届出書5頁) アスリード・キャピタルによる経営の監督の具体例としては、アスリード・キャピタルが指名する者以外の取締役が対象者の中期経営計画及び当該中期経営計画に基づく年次経営計画の策定と実際の実行を行い、アスリード・キャピタルが指名する取締役がそれら経営計画が効果的なものになっているか、またそれら経営計画に基づく事業活動の進捗が十分であるかを、アスリード・キャピタルが指名する者以外の取締役に対して定期的に説明を求めることで確認し、十分に合理的な説明ができていないとアスリード・キャピタルが指名する取締役が考える場合には、アスリード・キャピタルが指名する者以外の取締役に対して再検討及びより合理的な説明を求めることが挙げられます。

- a(2) アスリード・キャピタルとの協議において、アスリード・キャピタルからの説明は以下のとおりで、非公開化の必要性について抽象的・一般的なもので具体的な内容ではありませんでした。
- ・ 上場会社として内包するしがらみであったり、資本市場の短期的な成長への圧力から解放されることは意義があるのではないか。
 - ・ 市場の雑音を排して中長期的な経営戦略を実行するために非公開化を提案したい。
 - ・ 私であったり顧問であったり、ネットワークであったり、事業投資のノウハウを活用して頂いて、拡販であったり、アライアンスの拡大、M&Aの実行を支援できる。
 - ・ アスリード・キャピタルが仮に非公開化のスポンサーになるのであれば、100億、200億の買収をしたいんだみたいな話があったとしても、アスリード・キャピタルはファンドから別途資金を出して、そうした買収を支援することも可能である。

- ・インセンティブスキームの大胆な導入や、人員を外部からリクルートし、経営管理体制を高度化、洗練化する。
 - ・こうしたことを通じて非公開化をしながらも、既存の事業ドメインを拡大改善し、リーディングプレイヤーとしての地位を確立する。
- a(3) 第3回協議 2020年11月26日にアスリード・キャピタルから交付されたMBO非公開化に関する文書の記載は以下の通りで、非公開化の必要性について抽象的・一般的なもので、具体的な内容ではありませんでした。
- ・上場を維持した体制では、事業展開においていくつかの潜在的な課題が存在する。
 - ・上場を維持した体制において内包される課題として、既存の事業ドメインでの今後の成長の余地は限定的。
 - ・仮に新規事業に取り組むにしても柱として育てるには中長期的視野が必要。
 - ・上場したままでは結果がでるまでに時間のかかる経営戦略の実行が難しい。
 - ・ENEOSから資本面で独立することも一考。
 - ・M&Aを含め、新たな事業展開に向けたリソースやノウハウが不足している可能性。
 - ・市場の雑音を排して、中長期的な経営戦略を実行するために非公開化を行うことを提案。
 - ・MBOの提案、非公開化を行いアスリード・キャピタルとの共同で取り組むことで、上場維持のままでは難しい経営課題の解決と、当社の更なる飛躍に向けた支援が可能。
 - ・今後の成長に向けて取り組むべき課題。更なる成長に向けた、大胆な成長投資や国内外含む関連事業分野への展開。新たな事業展開とそれに向けたリソースやノウハウの確保。M&Aを実行するうえで必要となる事業の目利き、シナジーの創出可能性の試算、実行後のPMIの設計ノウハウの獲得。新事業展開やM&A活動を効率的に行っていくための必要な経営体制の構築
 - ・将来の姿。持続的に成長していける新たな事業の柱を複数要する企業に。既存の事業ドメインにおいても事業拡大と改善を追及し、関連バリューチェーンを取り込んだリーディングプレイヤーとしての地位を確立。オーガニックグロースだけに留まらない当社の次のステージに向けた成長を実現。
- a(4) 当社が2020年12月3日に交渉のテーブルに着くべきかを判断するための材料が足りないとは回答しましたが、アスリード・キャピタルからこれに応える材料の提供はありませんでした。

A3. アスリード・キャピタルは当社企業価値の向上のために非公開化が必要と言っていますが、実態は非公開化ありきの非公開化のための非公開化です（アスリード・キャピタルが100%株主になるための非公開化です）。

- a(1) アスリード・キャピタルは当社事業についての事業計画はなく、当社事業についても知りません。
- 公開買付社らが提出した2021年5月24日付け対質問回答報告書別紙において、「アスリード・キャピタルは本公開買付け後も対象者経営陣に経営を委ねる方針であり、「同様の事業に関して会社を経営ないし業務に関与されたご経験」について具体的な回答が、対象者株主の皆様が本公開買付けへの応募を判断するために必要とは思っておりません。」（第45～47項の回答ご参照）、「アスリード・キャピタルは対象者による開示情報及び公開買付け届出書記載の対象者経営陣との面談等を通じて得た情報以外に判断材料を有しておりません。」（第30項の回答）、と回答しています。

そのようなアスリード・キャピタルが2020年6月の第1回の協議、2020年9月30日の第2回協議の当社からの説明を聞いただけで、2020年11月26日の第3回協議に、アスリード・キャピタルはMBOによる非公開化を当社

に提案し、その際にはMBOによる非公開化の提案資料を作成し持参していました。

a(2) アスリード・キャピタルの提案には、上場しているために当社が企業価値を向上できず、非公開化すれば当社が解決できる課題、非公開化後の当社の企業価値向上の施策等について、具体的な内容が示されておらず、具体的な非公開化の必要性の説明はありません。

a(3) そのような中身のない貧弱な提案内容にもかかわらず、非公開化の提案を終えるや否や、アスリード・キャピタルへの独占交渉権の付与を求めてきました。

a(4) アスリード・キャピタルからの MBO の提案を、2020 年 12 月 3 日に当社が断った後も、アスリード・キャピタルは株式を市場から買い集めました。

a(5) 2020 年 12 月 3 日に当社は、アスリード・キャピタルから示された提案では、交渉のテーブルに着くべきか判断するための材料が足りない、と伝えましたが、アスリード・キャピタルからこれに答える材料は提出されませんでした。

a(6) アスリード・キャピタルは 2021 年 4 月 14 日の第 5 回協議で、当社経営陣からアスリード・キャピタルが十分納得できる方策が提示されることはなかったから、非公開化が必要であると考えて、本公開買付けを実施したと本公開買付け届出書に記しています。

しかし同日の第5回協議でアスリード・キャピタルから当社に対し公開買付けの計画について話はありませんでした。

当社が成長投資をしていない、上場したままやりきるんだということであれば、もう一段成長の角度が上がっていくためにやり切れることがないか議論したい、とのアスリード・キャピタルのこれまでの協議での発言を踏まえて、同協議で、当社は、2021年5月公表予定の新中期経営計画では、成長投資などの施策の早期化によりリターン時期を早める努力をし収益の積み上げを図っていく旨、説明しました。石油事業についても石油後に広く使われると見込まれている次世代液体エネルギーへの転換・併用等について説明しました。

a(7) このような当社の積極的な投資方針の説明に対し、同第5回協議で、アスリード・キャピタルが当社に渡した書類には、当社に今後の投資予定はない、投資可能現金が遊休キャッシュになっている、過剰に株主資本を積み上げ長らく1倍を下回る低水準のPBR、低下し続けるROEといった企業価値を減少させる一因となっている、具体的な事業戦略が示せない状況にあれば、バランスシートマネジメントによる資本効率向上策を実施することも選択肢として一般的である、仮に24.3億円を自己株式取得に充てた場合の資本効率の変化が記されていました。

仮に第5回協議において、アスリード・キャピタルが十分納得できる方策が提示されることはなかったから本公開買付けを実施した、とするならば、それは同協議で、当社がアスリード・キャピタルの株式を自己株式取得する、という方策を示さなかったことを指していると考えられます。

A4. 他の参加者の加入を封じるアスリード・キャピタルが利するための非公開化です。

a(1) 2020 年 11 月 26 日の第 3 回協議で、非公開化の提案の説明を終えると、それと同時にアスリード・キャピタルに独占交渉権を付与するよう要求してきました。

当社が、アスリード・キャピタル以外の者と交渉するのを封じ、アスリード・キャピタルの提示する条件で当社を承諾させよう、という思惑が垣間見られます。

a(2) 本件の情報管理の重要性、プロセス管理の厳格化の要請に鑑みて、独占交渉権を付与してくれ、というのがアスリード・キャピタルからの説明でした。

しかし情報管理の重要性のために必要なのは、独占交渉権ではなく、守秘義務契約です。プロセス管理の厳格化と、独占交渉権の付与がどうして関係するのか意味が分かりません。

このような不自然な理由で独占交渉権の付与を求めてきたのは、当社がアスリード・キャピタル以外の者との交渉を封じようとしたものと思われます。

a(3) 2021年4月14日第5回協議で、当社から石油にかわる次世代液体エネルギーの話をしました。さほど興味を示しませんでした。当社は、新中期経営計画では、投資を前倒して積極的に実施すると話しました。しかし、前回までは投資がない、と発言していたのに、アスリード・キャピタルから評価する旨の発言はありませんでした。

逆に本公開買付届出書によれば、この話を聞いて本公開買付けをして非公開化することが必要であるとの判断に至ったとのことでした。

新中期経営計画が発表されると、キャッシュを投資に使用する計画が公になり、投資をしないなら株主還元として自己株式取得を求める、というアスリード・キャピタルの主張を今後できなくなる、新中期経営計画の公表で株価が上昇すると公開買付けが成立しなくなる、という懸念から、2021年4月28日に本公開買付けを始めた、と推察されます。

a(4) 2021年4月14日第5回協議の終了時に、アスリード・キャピタルは当社に、5月14日の決算発表の後に時間をもらえないか、と要望し、当社が、決算発表にあわせて新中期経営計画の概要についても開示するので、その時であれば可能な限り回答したいと思う、と返すと、アスリード・キャピタルは、よろしく願いたい、と話しました。

このアスリード・キャピタルの発言は、当社が本公開買付けの開始を想定できなかった要因の一つです。

A5. アスリード・キャピタルは当社の主力である石油事業に否定的でありながら、どうするかについて事業方針が不明確です。

当社の主力事業である石油事業は、当社の連結売上高の9割を占め（2021年3月期石油事業セグメント売上高37,969百万円/連結売上高42,391百万円）、当社の連結資産の6割超を占めます（2021年3月期石油事業セグメント資産11,951百万円/連結資産18,013百万円）。

このような主力事業である石油事業にアスリード・キャピタルは否定的な発言をしながら、これに対する代替案は示されません。仕入の約8割を担い当社の物流網を支えるENEOSとの関係を断つべきとも伺わせる発言をしています。

脱石油化の流れの中で、石油事業を今後どのように舵を切って、将来に向かっていくかは、当社にとって極めて重大な課題です。石油事業にも、次世代液体エネルギー事業にも知識・経験・ネットワークもないアスリード・キャピタルが、当社の支配権をとり経営に関与すると、石油事業を切り捨て、石油事業から次世代液体エネルギーへの転換を機とした当社の成長の機会も喪失します。

なお、脱石油後のカーボンニュートラル社会に向けた当社の事業方針については、新中期経営計画をご覧ください。

A6. アスリード・キャピタルの関心は当社の現預金です。

37億円のキャッシュを保有しつつも投資をしていなかった、だから非公開化すれば大胆な投資ができる、といいつつ、同時に、キャッシュの使い道がなくなっている状況、大胆な株主還元を頂かないと困ると言い、24億円を自己株式取得に充てた場合のシミュレーションを提示し自己株式取得を求めてきており、アスリード・キャピタルの関心は当社の現預金です。

- a(1) 2020年11月26日第3回協議において、37億円のネットキャッシュが手元にあるものの、大胆な成長投資は過去実現してこなかった、キャッシュの使い道はよりなくなってきた、とアスリード・キャピタルは当社に話しました。
- a(2) 2021年3月19日第4回協議において、環境事業などコアではない部分は一旦手放して現金を得る、という考えはないか、投資をするあてがあまりないなら、大胆な株主還元を考えて頂かないと我々は困る、配当の株価に対する影響は持続しないので、自社株買いのほうがよい、少しプレミアムがつくような自社株買いが検討に値する、当面そこまで投資が必要ないのであれば大胆な株主還元を考えて頂きたい、とアスリード・キャピタルは当社に話しました。
- a(3) 2021年4月14日第5回協議でアスリード・キャピタルが当社に渡した資料には、投資可能資金が遊休キャッシュになっているから、低水準のPBR、ROEの要因となり企業価値を減少させている、と記すとともに、24.3億円を自己株式取得に充てた場合の試算が記されていました。

A7. 当社が非公開化提案を難しいと回答した以降のアスリード・キャピタルの行動は、事実経緯等を踏まえ以下のとおりであると当社は考えます。

- a(1) 2020年11月26日の第3回会議で、アスリード・キャピタルは当社に対し、当社の同意を得た非公開化の提案と独占交渉権を要求しましたが、当社は2020年12月3日に難しいと回答しました。

そこでアスリード・キャピタルは、12月下旬から、当社の同意を得ない公開買付けにより非公開化させる方策について検討を開始し、2021年2月16日の取締役会で、当社の同意を得ない公開買付け、すなわち本公開買付けにより当社を非公開化する方針を決めた。その間も並行して、本公開買付けの成立を高めるために、当社株式を買付けた。

そして保有株式数を増やした上で、当社に協議を申し入れ、2021年3月19日の第4回協議で、非公開化を試みるのも検討に値する、非上場化した方がよいという選択肢があれば検討して頂いて、などと当社に非公開化を申し向けたが、当社の反応がなく、2021年4月14日の第5回協議をするも、当社が非公開化に同意する見込みがない、と判断し、かえって間もなく新中期経営計画で資金を積極的に投資する方針を公表すると察し、2021年4月28日に本公開買付けを開始した、と考えるのが、自然で合理的です。

このように、当社の同意を得ない公開買付けという自らの計画を、当社に悟られ、アスリード・キャピタルよりも、よりよい条件の他の買付者等（いわゆるホワイトナイト）を見つけたり、その他本公開買付けへの対応策を準備させないよう、アスリード・キャピタルが行動してきたため、当社は本公開買付けの計画に気づけませんでした。

- a(2) なおアスリード・キャピタルの本公開買付け届出書における2020年12月3日に当社が難しいと回答した後のア

スリード・キャピタルの説明は、以下のとおりです。

2020年12月3日にこれらの回答を受領した後、MBOによる非公開化については検討を断念したものの、引き続き・・・純投資を目的として市場内取引で対象者株式を取得してきました。・・・

対象者の中長期的な企業価値の向上の実現は、MBOの手法でなくともその他手法による非公開化を行うことで、上場を維持したままよりもより効果的に実現が可能であり・・・2020年12月下旬から、対象者の支配権の取得及び非公開化を目的とする本公開買付けの実施に向けた検討を開始しました。・・・2021年2月16日開催の取締役会にて・・・公開買付者らによる対象者を非公開化することができるまでの株数の取得と、その結果として支配権の取得を目的として本公開買付けを実施する方針としました。・・・対象者経営陣に本四半期決算の内容と今後の経営方針について説明を求める面談を依頼しました。日程の調整の結果、2021年3月19日に対象者経営陣と面談しました。2021年3月19日の面談では、面談時間に限りがあったことから、アスリード・キャピタルからの質問のすべてにはお答え頂くことがかなわなかったため、2021年4月14日に対象者経営陣と再度面談し、今後の企業価値の向上についての対象者経営陣の考え方に関する追加的な説明を受けました。

しかしながら、当該面談では対象者経営陣の考え方を確認したものの、アスリード・キャピタルが十分納得できる方策が提示されることはなかったことから、この度アスリード・キャピタルは、対象者の中長期的な企業価値の向上のためにも、非公開化が必要であると考え、対象者の支配権の取得及び対象者の非公開化を目的として、2021年4月27日本公開買付けを実施することを決定いたしました。

A8. 変更報告書の不提出罪・虚偽記載罪（金融商品取引法 197 条の 2 第 5 号、27 条の 25 第 1 項違反）に関し捜査が現実化するリスクを抱えています。

a(1) 重要提案行為等をするを目的として有することになった場合、当該目的を有することになった日から5営業日以内に、保有目的欄に重要提案行為等と記した変更報告書を提出しなければなりません（金融商品取引法第27条の25第1項）。重要提案行為等には、上場廃止が列挙されています（金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項11号）。

a(2) 2020年11月26日の第3回協議で、アスリード・キャピタルから非公開化の提案がありました。したがって当該日から5営業日後に変更報告書が提出されていなければなりません。

しかし2020年12月18日変更報告書No.5、2021年1月4日変更報告書No.6、2021年1月29日変更報告書No.7、2021年2月4日変更報告書No.8が提出されていますが、いずれも保有目的欄には、「純投資」とのみ記され、重要提案行為等は記されていません。

そして2021年4月28日に本公開買付けが開始されました。

変更報告書No.4の2020年10月7日の保有株券等の数が889,800株、2021年4月28日の保有株券等の数が1,335,500株であり、この間445,700株をアスリード・キャピタルは取得しています。

a(3) アスリード・キャピタルは本公開買付け開始後の2021年5月10日に変更報告書No.9を提出しました。そこには、2021年4月27日に、支配権の取得及び発行者の非公開化を保有目的として有するに至ったと記しますが、これは当社の認識する事実と違います。

（注）変更報告書の不提出罪・虚偽記載罪は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金計又は併科。法人の両罰規定5億円以下の罰金。（金融商品取引法197条の2第5号、207条1項2号）

このように金融商品取引法に違反していると疑われる者が当社の100%株主になってしまうと、当社の信用を失います。変更報告書の不提出罪・虚偽記載罪で証券等監視等委員会から捜査が開始されて事件化した場合、当社の信用は完全に失墜し、当社の事業価値が破壊されます。

なお、2021年5月28日に、当社は証券取引等監視委員会に、アスリード・キャピタルの上記変更報告書の不提出罪・虚偽記載罪に関し、調査を始めるように申し入れました。

B 買収防衛策を講じる必要性

B1. 企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針（経済産業省・法務省）で、以下のとおり定められています。

b(1) 株式会社は、従業員、取引先など様々な利害関係人との関係を尊重しながら企業価値を高め、最終的には株主共同の利益を実現することを目的としている。

買収者が株式を買い集め、^{B2}多数派株主として自己の利益のみを目的として濫用的な会社運営を行うことは、その株式会社の企業価値を損ない、株主共同の利益を害する。

また買収の態様によっては、^{B3}株主が株式を売却することを事実上強要され、又は真実の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるえない状況に置かれることとなり、株主に財産上の損害を生じさせることとなる。

したがって株式会社が特定の株主による支配権の取得について制限を加えることにより、株主共同の利益を確保し、向上させることを内容とする買収防衛策を導入することは株式会社の存立目的に照らし適法かつ合理的である。

b(2) 株主共同の利益を確保し、向上させる防衛策の代表的なものとしては次のようなものが考えられる。

株主共同の利益を損なうおそれがある買収の提案であるにもかかわらず、^{B4}株主が株式を買収者に譲渡するか、保持し続けるかを判断するために十分な情報がないなど、株主が当該提案を判断することが困難な場合に、買収者に情報を提供させたり、あるいは会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらしたりするため、必要な時間と交渉力を確保するための買収防衛策。

下線部3か所に該当していると考える理由を以下B2、B3、B4で説明します。

B2. アスリード・キャピタルが、多数派株主として自己の利益のみを目的として濫用的な会社運営をし、当社の企業価値を損ない、株主共同の利益を害するおそれがあると考える理由は、以下のとおりです。

b(1) 当社の主力事業である石油事業、脱石油後の主力事業と位置付けている次世代液体エネルギーの供給先であり、当社の全国各地への供給を可能にする物流網を支えている ENEOS との良好な信頼関係に問題が生じた場合、当社の企業価値が著しく毀損します。

b(2) アスリード・キャピタルの非公開化の提案内容、非公開化の必要性等の説明は、当社の実情を離れた一般論・抽象論であり、非公開化の必要性とは関連性の薄いものでした。特に当社の売上高の9割、資産の6割を占める石油事業については否定的な発言をし、また当社仕入の8割及び物流機能を担う ENEOS との関係も断ってはどうかと発言する一方、これに替わる改善案・代替案について話はありません。そのためアスリード・キャピタルが支配権を有した後は、石油事業を整理する、あるいは継続したとしても取引先からの信用を失い、毀損するおそれがあります。

- b(3) アスリード・キャピタルによる本公開買付けによる非公開化は、当社の企業価値の向上を目的とした非公開化ではなく、非公開化のための非公開化です。アスリード・キャピタルが当社の100%株主となり当社を支配することが目的です。
- b(4) 当社がアスリード・キャピタルの条件よりも当社株主様にとって有利な条件を提示する他社を探さないようにするために、アスリード・キャピタルは本公開買付けの計画を隠し密かに準備を進めていました。本公開買付けは、アスリード・キャピタルの利益のための公開買付けであって、その結果公開買付者ら以外の株主様の利益が蔑ろにされます。
- b(5) アスリード・キャピタルは当社のキャッシュを自己株式取得に使うように提案してきました。環境事業は売却してはどうか、コア事業以外は売却してはどうか、など事業の現金化に関心が寄せられていました。アスリード・キャピタルの狙いは、当社のキャッシュであり、自己株式取得で当社のキャッシュを得て、事業は別々に売却する目論見が垣間見られます。
- b(6) アスリード・キャピタルは現経営陣による経営を続ける、現経営陣の策定する経営計画を支持する、とのことです。
アスリード・キャピタルの本対質問回答報告書によれば、アスリード・キャピタルには当社事業の経験者もいません。
それにもかかわらず、上場維持したままでの事業改革・成長に取り組むという当社経営陣の方針に対し、アスリード・キャピタルはそれと真逆の上場廃止を目的とする本公開買付けを、当社経営陣の同意なく開始しました。今回当社経営陣は本公開買付けに反対する意見を表明しました。
もし本公開買付けが成立し、その後当社経営陣が退任した場合、当社を経営する者がいなくなります。
- b(7) 金融商品取引法違反で、アスリード・キャピタルに対し捜査が開始された場合には、当社の信用は喪失します。

B3. 本公開買付けにより、当社株主様が株式を売却することを事実上強要され、又は真実の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるをえない状況に置かれ、当社株主様に財産上の損失を生じさせるおそれがある、と考える理由は、以下のとおりです。

- b(1) 本公開買付価格は当社の企業価値を適正に評価していません。
- b① 買収における企業価値の評価方法には、純資産の額を株主価値と評価するネットアセットアプローチ、市場価値を参考に株主価値を評価するマーケットアプローチ、対象会社から期待される利益又はキャッシュフローに基づいて株主価値を評価するインカムアプローチがあり、これらを総合的に評価して企業価値を算定します。
ところが本公開買付価格では、インカムアプローチでの評価が検討されていません。
マーケットアプローチについても市場株価法だけであり、類似会社比較法での評価が検討されていません。
- b② インカムアプローチにおいて基礎となる2021年5月28日に公表した2021年度からの3年間を対象とする新中期経営計画が、買付価格には反映されていません。
したがって仮にアスリード・キャピタルの提案する非公開化をすることとしても、通常行われるデューデューリジェンスを行い、インカムアプローチでの評価を行えば、本公開買付価格よりも高い買付価格になる可能性があります。

インカムアプローチ及びマーケットアプローチ（類似会社比較法）による外部専門家（太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社）による評価額は、本公開買付価格を上回っています。

- b③ 本公開買付価格は、過去の外部資料のみを基にした簿価純資産価格方式での算定価値を根拠としています。本公開買付届出書に、解散した際に株主に分配される1株あたりの財産の価額と等しい水準と記しているとおり、本公開買付価格は、デューディリジェンスもなく外部資料だけで算定した価格ですので、保守的にアスリード・キャピタルは、当社の企業価値評価額のうちの低い価格を用いたと考えられます。

- b(2) 本来、以下の選択肢が当社株主様には存在します。

- 甲 本公開買付けの価格で株式を売却する。
- 乙 当社がアスリード・キャピタルと交渉し、本公開買付価格よりも有利な条件にかえさせた上で株式を売却する。
- 丙 アスリード・キャピタル以外の者も募り、内部資料も提供し新中期経営計画に基づくインカムアプローチでの企業価値も含めて企業価値評価をした参加者から、有利な条件を引き出した上で、株式を売却する。
- 丁 新中期経営計画を遂行し、計画達成により株式市場の支持を得られれば、現状のまま上場を維持し、逆に計画未達で支持を得られず、上記のような株式の売却を選択するほうが株主共同の利益を最大化させるのであれば、その時点で丙を選択する。

このように多数の選択肢がある中で、アスリード・キャピタルが、事前の協議もなく、当社に秘して突然30営業日までを買付期限とする本公開買付けを開始したため、上記の乙・丙・丁の選択肢を株主様にお示しできません。このままでは、いずれが株主共同の利益を最大化させるのか検討もできぬまま、本公開買付けの届出期限が到来し甲が実行されてしまいます。

当社としては、アスリード・キャピタルに本公開買付けを撤回してもらい、その上で、アスリード・キャピタルの提案に限らず、その他の提案も含めて比較検討し、各々と条件交渉してより有利な条件を引き出していくと同時に、並行して新中期経営計画を遂行し、これらのうちいずれが株主共同の利益を最大化させるのか比較検討した上で、これらを株主様にご説明し提示していくことこそ、現在の当社が取るべき行動であると考えます。

- B4. 株主共同の利益を損なうおそれがある買収の提案であるにもかかわらず、株主が株式を買収者に譲渡するか、保持し続けるかを判断するために十分な情報がないなど、株主が当該提案を判断することが困難な場合に、買収者に情報を提供させたり、あるいは会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらしたりするため、必要な時間と交渉力を確保する必要がある、現在の当社には、あると考える理由は以下のとおりです。

当社は本公開買付けが開始されることを知らされず、本公開買付けの目的・条件についても本公開買付届出書で初めて知りましたし、以下の事情等により本公開買付けが開始することを予期できませんでした。そのため当社は、本公開買付け以外の他の選択肢に関する情報を収集し検討する機会を奪われました。

- b(1) 本公開買付けは当社に知らされることなく開始されました。公開買付者らの本公開買付けの開始の公表をもって、当社ははじめて本公開買付けを知りました。本公開買付け開始時点で本公開買付けの内容について当社が知るところは、本公開買付届出書の記載事項だけでした。

- b(2) 本公開買付けが実施されるかもしれないと予期させたのは、公開買付開始日の前日にアスリード・キャピタルから送られてきた書簡が初めてです。
- b(3) アスリード・キャピタルの非公開化の提案に対し、当社が、交渉テーブルにつくのに判断材料が足りない等の理由を伝えて、アスリード・キャピタルの提案を断った後、アスリード・キャピタルから判断を補うための材料の当社への提出はありませんでした。
- b(4) アスリード・キャピタルの非公開化の提案に対する当社の難しいとの回答に対し、アスリード・キャピタルからは、了解しました、引き続き株主と発行体という関係で対話をさせていただきたい、との返答でした。
- b(5) 公開買付開始日までに提出された大量保有報告書および8回の変更報告書すべてにおいて保有目的は「純投資」とのみ記され、「重要提案行為等」は記されていません。
- b(6) 2021年4月14日第5回協議の終了時に、アスリード・キャピタルから当社に対し、5月14日の決算発表の後に時間をもらえないか、と申し入れがあり、決算発表にあわせて新中期経営計画の概要についても開示するので、その時であれば可能な限り回答したいと思う、と当社が回答すると、アスリード・キャピタルは、宜しく願いたい、と話しました。このように、当社の同意を得ない公開買付けという自らの計画を、当社に悟られないよう、アスリード・キャピタルが行動してきたため、当社は本公開買付けの計画に気づけませんでした。

B5. 新中期経営計画

2021年度から開始する新中期経営計画には、本公開買付け同様の非公開化を含む様々な資本政策の検討と同時に、当社が主体になって業界内の統合提携を進めていくM&Aも盛り込みました。石油から次世代液体エネルギーへの転換において業界再編が起こる可能性が大きく高まります。当社の歴史・実績や、全国各地に行き渡る当社物流網を背景に、当社で手薄となっている点の補完や、他社との重複の解消などを、他社との統合提携で実現していくことを新中期経営計画の柱の一つとしました。詳細は2021年5月28日付け「長期ビジョン及び中期経営計画（2021年度～2023年度）策定のお知らせ」プレスリリースをご覧ください。

これはアスリード・キャピタルをはじめ他者からの資本政策に関する提案を排斥するものではありません。新中期経営計画に基づく統合提携を実現しつつ、並行して他者からの提案があればそれも含め、いずれが当社の企業価値への貢献・株主様の利益に資するかという観点から比較検討します。資本政策においても上場維持したままかあるいは非公開化するか、その後の株主構成はどうするか、なども含め、幅広い可能性を検討していくとともに、相手方とは条件交渉をして、よりよい条件を引き出していきます。相手はファンドに限らず、事業会社も含め、幅広く検討していきます。

そしてこれらの当社の資本政策、M&Aなどを、適切に行っていくことを監督する者として、6月開催の定時株主総会に、これまでの2名の独立社外取締役に加えて、これらの分野において経験・実績を有する方2名を、独立社外取締役候補者として上程いたします。6月の定時株主総会で当社議案が可決されましたら、取締役8名のうち、4名が独立社外取締役となります。

これにより本公開買付けの撤回後も業務執行取締役による恣意的な運用等が起きないと株主の皆様にも確認いただけると存じます。

B6. 結論

当社は、このまま他の選択肢を検討もできぬまま、アスリード・キャピタルの外部資料のみに基づいて算定した純資産価値評価額に基づく買付価格での本公開買付期間を到来させてしまい、本公開買付けへの応募の是非を各株主様の判断に委ねることは、株主共同の利益を最大化させる責務を負う取締役としては、相当でないと考えます。

本公開買付けをしたアスリード・キャピタルの提案も含めて、本公開買付け以外の選択肢を当社が比較検討し、各提案相手と条件交渉して、よりよい条件を引き出すとともに、これと並行して新中期経営計画も遂行し企業価値の向上を実現させ、これらの中から、いずれの選択をとるのが当社の株主共同の利益の最大化に資するのかを検討する時間が必要です。

そのために公開買付者らには本公開買付けを撤回して頂く必要があります。その方策として、買収防衛策の導入と、もし撤回されなかった場合には買収防衛策を発動する必要があると当社取締役会は判断し、決議しました。この当社取締役会の判断に関し、株主の皆様のご意思を確認するために、これらにつき定時株主総会に上程します。

なお、公開買付者らが公開買付期限を定時株主総会開催後に延長しなかった場合は、公開買付者らは、当社株主様の意思を確認する場を奪い、株主共同の利益が毀損されますので、取締役会決議により新株予約権を発行します。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場されております。

本公開買付届出書によれば、以下のとおりとのことです。

公開買付者らは、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があるとのことです。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付け成立後に、本公開買付届出書第1の3「(3)本公開買付け成立後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続が実行された場合には、上場廃止基準に該当し、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となるとのことです。上場廃止後は、当社株式を東証一部において取引することはできません。

なお本公開買付けは、本公開買付け成立後、公開買付者らの所有する当社の議決権が、当社の総株主の議決権の3分の2を下回る場合もあり得ますが、その結果、上記「(3)本公開買付け成立後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載した、本臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において本株式併合に係る議案の承認を得られない場合が想定されるとのことです。しかし当該承認が得られない場合であっても、アスリード・キャピタルは、当社株式のすべて（但し、公開買付者らが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するため、本臨時株主総会にて否決された非公開化にかかる議案における議決権行使個数に3分の2を乗じた議決権数に相当する株式数に達するまでの株式を取得するに至るまで、追加取得を行う時点での市場株価を考慮して決定する価格にて、市場内取引、公開買付け以外の市場外買付け（金融商品取引法において認められる場合に限りです。）により、当社株式を追加取得することを予

定しているとのことです。公開買付者らが、かかる数の株式を取得した場合、又は本株式併合に係る議案の株主総会での承認が見込まれる数の株式を取得した場合、アスリード・キャピタルは当社に対し、本臨時株主総会の開催を要請する予定とのことです。

なお本公開買付届出書提出日現在、公開買付者らによる当社株式を対象とする追加取得の具体的な時期、及び数量については、決定している事項はありませんが、上記のとおり本臨時株主総会にて否決された非公開化にかかる議案における議決権行使個数に3分の2を乗じた議決権数に相当する株式数に達するまで、本臨時株主総会以降に追加取得する予定とのことです。

(4) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付届出書によれば、以下のとおりとのことです。

アスリード・キャピタルは、当社の支配権の取得及び当社の非公開化を目的として、公開買付者らの資産の運用として、当社株式を取得することを企図しており、本公開買付届出書第1の3「(1)本公開買付けの概要」に記載の方針は当社が上場を維持しているか否かで変わりはないことから、買付予定数の上限を設定せずに本公開買付けを実施するとのことですが、本公開買付けにおいて当社株式のすべて（但し、公開買付者らが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、公開買付者らが当社株式のすべて（但し、公開買付者らが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することになるように手続きを行うことを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立したものの、当社株式のすべて（但し、公開買付者らが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合、アスリード・キャピタルは会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む当社の臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請するとのことです。

なお、アスリード・キャピタルは、本公開買付け成立後、公開買付者らの所有する当社の議決権が当社の総株主の議決権の3分の2を下回る場合でも本臨時株主総会の開催を要請する予定とのことですが、その理由は、当社が2020年7月1日に提出した臨時報告書によれば、直近の当社の定時株主総会における議決権行使比率（注1）が70%程度にとどまっていることや、パッシブ・インデックス運用ファンド（注2）等、取引条件の適否にかかわらず公開買付けへの応募を行わない方針で当社株式を保有する株主の存在する可能性を考慮すれば、本公開買付けに応募しなかった株主の中には、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことに係る付議議案に賛成する株主も存在する可能性があることと認識していることが理由とのことです。そのため、本公開買付けに応募しなかった株主の意思を確認するためにも、これらの要請を行うことを予定しているとのことです。

（注1）本有価証券報告書によれば2020年6月開催の第90回定時株主総会の基準日における議決権の数は81,125個でしたが、2020年7月1日付の臨時報告書によれば、実際に行使された議決権の数は全議案平均54,161個であり、行使された議決権は議決権の数全体に対して66.76%に相当します。同様に議決権行使率を算定すると、第89回定時株主総会は77.45%、第88回定時株主総会は67.45%、第87回

定時株主総会は67.96%、第86回定時株主総会は69.51%となります。

(注2) パッシブ・インデックス運用ファンドとは、「株式をはじめとする投資対象資産の市場のベンチマークとなる株価指数等の指数（インデックス）と投資成果が連動することを目的として運用することにより、市場平均並みの収益率を確保することを目指すファンド」を一般的に意味するところ、本書においても同様の意味を持つ用語として使用しております。

本臨時株主総会の開催時期等については、アスリード・キャピタルと当社にて協議の上、決定次第、当社に速やかに公表するように要請するとのことです。なお、アスリード・キャピタルは、本臨時株主総会の開催に向けて当社に協力してもらえよう誠実に説明をする予定とのことです。仮に当社の協力が得られない場合には、やむを得ず、公開買付者らに、会社法第297条の規定に基づき、株主としての地位に基づく本臨時株主総会の招集請求手続を実施させる予定とのことです。また、アスリード・キャピタルは、公開買付者らの議決権を行使し、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主は、本臨時株主総会において承認を得られた本株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当社の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当社株式を当社又は公開買付者らに売却すること等によって得られる金銭が交付されることになるとのことです。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者ら及び当社を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請するとのことです。

本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者らのみが当社株式のすべて（公開買付者らが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった当社の株主が所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう当社に要請するとのことです。なお、本公開買付けの結果、Aslead Strategic Value Fundが所有する当社株式の数と同数以上の当社株式を所有する株主（公開買付者ら及び当社を除きます。）が存在し、又は株式併合の効力発生時点でかかる株主が生じることが見込まれる場合、かかる株主が当社の株主として残存することのないよう、Aslead Strategic Value Fundの所有する当社株式の数も1株に満たない端数となるような株式併合の割合とする予定とのことです。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、所定の条件を充たす場合には、当社の株主は、当社に対し、自己の所有する当社株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められているとのことです。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（公開買付者ら及び当社を除きます。）が所有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に

反対する当社の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定とのことです。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではないとのことです。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があるとのことです。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者ら及び当社を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。もっとも、本株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、当社株式の株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになるとのことです。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等について、本公開買付け成立後、アスリード・キャピタルは当社に協議の申入れを行う予定であり、決定次第、当社に速やかに公表するよう要請するとのことです。

なお、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、当社の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いするとのことです。

(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 本対応方針の導入等

当社取締役会は、2021年5月24日開催の取締役会において、本対応方針を導入することを決議しております
なお、基本方針、本対応方針の詳細については、対応方針プレスリリースをご参照ください。

また、当社として、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、本対応方針を踏まえて、適切な対応を模索した結果、当社第91回定時株主総会において株主意思確認を行うことを決定するに至った経緯については、別添資料1「本対応方針の導入に至る経緯について」をご参照ください。

② 独立委員会の設置及び勧告

上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当社は、本公開買付けに対する当社意見表明の公正性・客観性を高め、当社取締役会による恣意的な判断を防止すること等を目的として、当社及び公開買付者らと利害関係を有しない外部の有識者及び当社の業務執行を行う経営陣から独立した独立社外取締役から構成される独立委員会を設置することを決議しております。

なお、2021年5月13日に、当社は下記趣旨の事項（以下「本諮問事項」といいます。）を独立委員会に諮問いたしました。

本公開買付け、ならびに本対応方針に関して。

I. 以下を諮問すること。

- (1) 当社が公開買付者らに対して提供を要請する情報の十分性及び適切性等について検討及び評価すること。

- (2) 公開買付者らが提供する情報の十分性等について調査・検討及び評価すること。
 - (3) 公開買付者らによる本対応方針に規定する手続の遵守の有無・その状況について、調査・検討及び評価するとともに、公開買付者らに対して公開買付期間の延長要請を行なうことの是非（要請を行なうべき場合には当社取締役会が延長要請を検討している期間の適切性を含む。）について検討及び評価すること。
 - (4) 本公開買付けが、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の最大化を妨げるものでないかについて、調査・検討及び評価すること。
 - (5) 以上の調査・検討及び評価を踏まえた上で、株主意思を株主総会で確認することの是非、若しくは、公開買付者らが本対応方針に規定する手続を遵守しないと評価される場合において株主意思を株主総会で確認することを経ずに本対応方針に基づく対抗措置を発動することの是非、又は、その開催・発動に当たって前提となる条件若しくは手続等について勧告又は意見を行なうこと。
 - (6) 以上の他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に随時諮問する事項及び独立委員会が当社取締役会に勧告又は意見すべきと考える事項について、調査・検討・評価及び勧告又は意見を行なうこと。
- II. 諮問時点においては本公開買付けに対する意見の表明を留保し、さらに慎重に評価・検討を行うべく、公開買付者らに対して質問を提示し、当該質問に対する公開買付者らの回答を受領した後に、それを踏まえて当社の賛否の意見を最終的に決定し、表明する予定とすること及びその旨の書簡を公開買付者らに対して提出するとの対応（以下「意見留保等」いいます）。
- III. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針並びに本対応方針を導入すること。

独立委員会は、2021年5月14日に本諮問事項についての審議のうえ、独立委員会の全員一致の意見として、当社取締役会に対し、同日付けで、①意見留保等および基本方針・本対応方針を導入することは、本公開買付けへの対応として適切である旨、②基本方針及び本対応方針を当社が導入・実施し、その一環として各事項について公開買付者らに対して行った質問の回答その他の情報を受領した上で、適宜諮問事項について調査・検討・評価及び勧告又は意見を行なう旨の勧告を行い、当社取締役会は同勧告を受領いたしました。

なお、本対応方針の導入については、監査等委員であるか否かを問わず当社の独立社外取締役2名全員を含む取締役の全員が賛成しております。

独立委員会は2021年5月27日に開催され、公開買付者らから提出された本対質問回答報告書等を踏まえた上で、本諮問事項に関して、本公開買付けに対する当社の意見表明および2021年6月24日開催予定の当社定時株主総会をもって本対応方針に定める株主意思確認総会とすること、公開買付者らに対し2021年6月9日の正午を期限として、公開買付期間終了日を少なくとも2021年6月25日以後に延長することを文書で要請することの是非、並びに当社第91回定時株主総会の招集にあたり、当社取締役会が決定予定の定時株主総会にかかる、開催日時、場所及び目的事項その他株主総会の招集に関する事項並びに株主意思確認総会における付議事項にかかる審議を実施しております。

そして、独立委員会は、2021年5月27日に、当社取締役会に対し、独立委員会の全員一致の意見として、本

公開買付けに関して、当社取締役会が本公開買付けに対して反対の意見を表明すること、本対応方針に定める株主意思確認総会を開催することは適当である旨の勧告を行いました。

かかる勧告の概要は次のとおりです。

(i) 当社の反対意見表明に関して

- ・当社取締役会が策定し公表の新中期経営計画は、近時の経営環境の変化等を踏まえ、低収益体質から高収益企業への再生を図るための構造改革や成長投資等を推進するとともに、資本政策についても、必要な財務健全性を維持確保しつつ最大限の株主還元を企図するものであり、当社の企業価値ないし株主の共同の利益の向上に資するものと認められる。内容面においても、当社事業に関する高度な専門性と深度ある検証に基づき、抜本的な経営改革を志向し、かつ、従前より留保されてきた資金の使途を明確化している等の点において、従前の中期経営計画とは一線を画するものといえる。
- ・他方、本公開買付けに係る公開買付届出書や当社の質問書に対する回答では、公開買付者らは、本公開買付け成立後に当社の支配権を取得する予定ですが、その後の経営方針としては、自らが当社の経営を行うことは考えておらず、株主と経営陣といういわゆる所有と経営の分離の関係性に基づき、経営は経営陣に委ねる方針であり、また今後対象者の経営陣が策定する経営計画を支持する予定であり、これと異なる独自の経営方針又は計画は有しておりませんとのことである。実際、公開買付者らに石油事業の経営に経験を有する方がいらっしゃるようには窺われなかった。これは、新中期経営計画が実施されることを通じて自己の投資に対する収益を期待しているに他なりません。
- ・当社の株主の皆様に対し、多数の選択肢がある中で、いずれが株主共同の利益を最大化させるのか検討を十分に行うだけの情報と時間を株主の皆様が得ることができぬまま、本公開買付けの届出期限が到来し、不安感から、本公開買付けに応募せざるを得ない危険があるが、それは株主の皆様の利益の最大化に反すると考える。
- ・新中期経営計画の実現を前提とすると、本公開買付価格は当社の企業価値を適正に評価していない。本公開買付けは、他の参加者の加入を封じる公開買付者らが利するための、新中期経営計画の実現による当社の企業価値向上により得られる利益を独占するための非公開化であると考え。当社としては、公開買付者らの提案に限らず、その他の提案も含めて比較検討し、各々と条件交渉してより有利な条件を引き出していくと同時に、並行して新中期経営計画を遂行し、これらのうちいずれが株主共同の利益を最大化させるのか比較検討した上で、これらを株主様にご説明し提示していくことこそ、現在の当社が取るべき行動であると考え。
- ・さらに、ENEOSは当社の仕入の8割を担い、かつ当社はENEOSの物流網を利用して全国各地のお得意先に当社製品を供給しています。本公開買付けに関して、ENEOSは当社の長期ビジョン実現のための施策の実施による当社の成長を望んでいると伺っている。当社取締役会は、本公開買付けの結果として当社の株主構成や経営体制に変更が生じた場合、当社とENEOSとの良好な関係に影響を及ぼす可能性を危惧している。

本リリース(2)②A1.「ENEOS との取引関係への影響」に記載のとおり、ENEOSとの信頼関係の維持は、当社が継続企業として存続していくためには必要不可欠であり、本公開買付けは、当社の企業価値を著しく毀損させるおそれがあるという当社取締役会の懸念は合理的であると考えます。

(ii) 本定時株主総会を株主意思確認総会とすることに関して

株主意思確認総会の開催日についても、2021年6月24日開催予定の当社第91回定時株主総会において株主意思確認総会とする理由については合理的であり、株主の皆様において、(a) 本対応方針の導入に対する賛否及び (b) 本対応方針に基づく対抗措置の発動に対する賛否について適切にご判断をいただくための期間を確保しつつ、本公開買付けに与える影響を可及的に少なくした相当な期間であると考えます。

(iii) 公開買付け期間終了日の延長要請について

2021年6月24日開催予定の当社第91回定時株主総会を超える期間まで延長を求めたとしても、本公開買付けに与える影響を可及的に少なくした相当な期間であると考えます。

また、来月9日を回答期限とする点についても、仮に公開買付者からの延長の応諾についての回答がなく本公開買付けの延長がなされないことが確定した場合、その後、当社が対抗策を発動するか否かについて独立委員会で審議し、それ受けての取締役会での審議をする時間として、3営業日程度は必要と考えられることから、本公開買付けの終了日までの期間を考慮すると、合理的であると考えます。

(iv) 株主意思確認総会の開催日時、場所及び目的事項その他の株主総会の招集に関する事項について

株主総会参考書類には、当社株主が本対応方針の導入及び発動の適切性を判断するために必要な情報が記載されていると認められ、また、株主総会招集通知の発送から定時株主総会の開催日までの間に、当社株主が当該適切性を判断するための熟慮期間が設けられていると認められる。

(v) 株主意思確認総会としての定時株主総会における付議事項について

付議事項のうち第3号議案は、本対応方針の導入の是非を株主意思確認総会に諮るものであり、本対応方針が取締役会の決議に基づき導入されたものであることを踏まえれば、当社株主の意思を改めて確認する趣旨でこのような議案を上程することは適当と考えられる。

付議事項のうち第4号議案は、本公開買付けに先立ち導入・公表された本対応方針の内容に即したものであると認められるとともに、本対応方針において当社取締役会において別途定めることとされ、今般、付議事項の決定に当たり定められた事項についても、不合理な点は認められない。

③ 公開買付け期間の延長

当社は公開買付者らに対して、2021年5月28日付け書簡において、2021年6月9日の正午を期限として、公開買付け期間終了日を少なくとも2021年6月25日以後まで延長することを要請いたしました。

かかる要請に応じて公開買付者らが公開買付け期間を延長した場合、株主意思確認総会は公開買付け期間中に行われることになります。

以 上

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び本対応方針について

I 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大規模買付行為等が行なわれる場合、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様に適切にご判断いただくことは困難です。また、大規模買付行為等の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を大規模買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの(いわゆるグリーンメイラー)、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの等、当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損するものがあります。

かかる認識の下、当社は、①大規模買付者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに②大規模買付者の提案が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様に当該提案をご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行なうこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様に提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者に対しては、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方は以上のとおりであります、当社取締役会といたしましては、大規模買付者が当社株式についての大規模買付行為等を実行するに際しては、最終的には、当該大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報とが株主の皆様に対して事前に十分提供された上で、当社の株主の皆様が、当該大規模買付行為等を実行することに同意されることが条件となるべきものと考えております。かかる観点から、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、当社の株主の皆様によるこのような検討及び判断の場として、株主意思確認総会を開催することといたします。そして、株主意思確認総会において、株主の皆様が、当該大規模買付行為等に賛同する意思を表明されました暁には(当該意思は、当該大規模買付行為等が行われた場合に当社が所定の対抗措置を講じ

ることについての承認議案が、株主意思確認総会の普通決議によって可決されるか否かを通じて表明されるものとさせていただきます。)、当社取締役会といたしましては、当該大規模買付行為等が、株主意思確認総会において開示された条件及び内容等に従って行われる限り、その実行に賛同し、それを実質的に阻止するための行為を行いません。

II 基本方針の実現に資する特別な取組み

1 当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

(1) 当社の経営理念と経営方針

当社グループは、エネルギーとグリーン商品を通じて、持続可能な社会に貢献するソリューション企業を目指すことを経営理念としております。

当社グループは、厳しさを増していく事業環境に対応すべく、組織・個人が進化に努め、コア事業である石油事業の収益基盤強化に継続して取り組むとともに、非石油事業の拡充による事業ポートフォリオの最適化を追求し、持続的な成長とさらなる企業価値向上に挑戦するとともに、適正なガバナンスとCSRの実践を通じ、ステークホルダーの期待に応えてまいることがグループ経営方針としております。

(2) 経営方針を具現化するための中期経営計画

当社グループは、2021年度から新中期経営計画をスタートさせることとしております。地球温暖化対策に世界が動き出す中、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて社会の関心は加速度的に高まりを見せ、また、業界再編の動きも今後活発化することが見込まれていることから、当社を取り巻く事業環境は従来に増して劇的に変化します。

当社は、次世代エネルギーへの転換に合わせて、業界内での厳しい競争に勝ち抜くことができる供給体制を確立してシェアをより多く獲得することで、その後のイニシアチブをとることが可能と考えており、この変化を成長へのチャンスととらえています。このため、現在の当社の供給体制を最大限に拡充・強化しながら、無駄なく、間断なく、いち早く、次世代エネルギーの供給企業への変革を遂げられるよう、活動を開始することとしました。

新中期経営計画の3年間で、この次世代エネルギーの供給企業への構造転換を果たしていくための大切なスタート期と位置付け、当社の意識変革、人材育成、外部からの人材の招聘等の組織・人事改革も同時に実施します。

当社は、これらの実現に向けた基本方針を次のとおり定め、取り組んでまいります。

- ①次世代エネルギーの取り扱いを前提としたサプライチェーンの拡充と強化
- ②原油価格や天候の変動等外部環境による収益影響を受けにくい安定したビジネスモデルへの変革
- ③AI・IoTの利用等あらゆる可能性を追求した効率の良いエネルギー供給体制の構築
- ④新規事業及び既存成長事業の収益拡大に向けた積極投資の実施

これらの実現のために、設備・人材・システム等への投資に加え、次世代エネルギーの供給企業として必要な

規模・技術・ノウハウの確立に向けた協業・提携・M&Aを積極的に実施するべく取り組みます。

また、手元資金を上記施策に係る投資に充てることによって収益性及び資本効率(ROE)の向上を促進し、このための投資を積極的に実施するとともに、得られた収益については事業活動に必要な範囲を除き株主還元の拡充に努めてまいります。

詳細は、2021年5月28日付プレスリリース「長期ビジョン及び中期経営計画（2021年度～2023年度）策定のお知らせ」をご参照ください。

2 コーポレートガバナンスの強化

当社は、コーポレートガバナンスを一層強化すべく、以下のような具体的取組みを実施しております。

(企業統治の体制)

当社の企業統治体制は、2016年6月29日付けで、いわゆるモニタリング・モデルに基づく企業統治体制である監査等委員会設置会社に移行しております。これにより、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置し、取締役の職務執行の監督及び監査の体制を強化しております。また、当社は「内部統制基本方針」に基づき適切な内部統制システムを整備するとともに、取締役の指名や監査等委員でない取締役の報酬に関する透明性・公正性を高めるべく、「指名・報酬諮問委員会」を任意で設置し、さらに、執行役員制度の運用により経営と執行の分離、経営責任の明確化、並びに経営意思決定及び業務執行の効率化・迅速化を実現することで、透明性の高いコーポレートガバナンス体制を構築しております。

なお、当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)にて取締役会を構成しておりますが、取締役会メンバー全7名のうち、2名が独立社外取締役であり、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催して、機動的な業務上の意思決定と実効的な業務執行の監督を行っております。

(内部監査及び監査等委員会監査)

当社は、内部監査部門を設置しており、定期的に事業活動の適法性、適正性を検証し、監査結果を代表取締役に報告し、改善すべき事項がある場合にはその指導も実施しております。

また、内部監査部門は、監査等委員会及び会計監査人と適宜情報交換を実施しており、必要に応じて監査等委員会への出席を求められており、相互の連携が図られております。

(その他)

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレートガバナンスの強化に鋭意取り組んでおります。当社のコーポレートガバナンス体制の詳細につきましては、当社コーポレート・ガバナンスに関する報告書をご参照下さい。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、上記Ⅰ「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断についても、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、当該大規模買付行為等の開始に先だって、株主意思確認総会によって株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認を熟慮に基づく実質的なものとするためには、その前提として、大規模買付者からの十分な情報提供及び株主の皆様における検討時間を確保することが必要であると考えております。

以上の認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為等がなされるに際して、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすべく、その前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するように求めると共に、かかる情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保する枠組みとして、以下のとおり、大規模買付行為等がなされる場合に関する手続として、本対応方針を設定いたします。かかる手続は、株主の皆様に対し、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するためのものであり、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に資するものであると考えております。

それ故、当社取締役会は、大規模買付者に対して、本対応方針に従うことを求め、当該大規模買付者が本対応方針に従わない場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

なお、本対応方針は、前述したとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、公開買付者らによる本公開買付けに対して一定の手続を定めることが必要であるとの判断のもと、当社取締役会においてその導入が決定されたものですが、本公開買付けその他の大規模買付行為等が実際になされた場合に当社が所定の対抗措置を講じるか否かについては、最終的には、株主意思確認総会を通じて株主の皆様のご意思に委ねられる仕組みとなっております。従って、大規模買付行為等の詳細を評価・検討するのに必要な時間及び情報が十分に確保されることを前提に、当社取締役会が株主の皆様に対して説明責任を果たした上で、対抗措置の発動について株主意思確認総会の普通決議によって可決された場合には、当該対抗措置は株主の皆様の合理的意思に依拠しているものと解し得ると考えており、その合理性については問題がないものと判断しております(本対応方針の合理性を高める仕組みの詳細については下記5をご参照下さい。)

2 本対応方針の内容

(1) 概要

① 本対応方針に係る手続

前述のとおり、当社としては、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えておりますため、株主意思確認総会により承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るため、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

また、本対応方針は、株主の皆様によるご判断の前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するよう求め、かかる情報に基づき株主の皆様が、当該大規模買付行為等がなされることの是非を熟慮されるために要する時間を確保し、その上で、株主意思確認総会を通じて、当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認することを目的としておりますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合、即ち、大規模買付者が、下記(3)に記載した手続を遵守せず、下記(3)④に記載する株主意思確認総会を開催する以前において大規模買付行為等を実行しようとする場合にも、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動するものとしています。但し、この場合においても、当社は、対抗措置の発動後ではありますが、原則として、下記「Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み」「3 対抗措置（新株予約権の無償割当て）の概要」に記載の本新株予約権の無償割当ての効力発生日前に、株主意思確認総会を開催し、当社取締役会の決定を、株主の皆様に事後的にお諮りします。当該株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置としての本新株予約権の無償割当てを中止します。

② 独立委員会の設置

当社は、本対応方針の運用に関して、当社の独立社外取締役2名及び外部の有識者1名からなる独立委員会を設置しております。独立委員会は、取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について勧告するものとします。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非等について判断します。

なお、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等)の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

③ 対抗措置としての新株予約権の無償割当ての利用

上記①で述べた対抗措置が発動される場合においては、当社は、非適格者(下記3(1)⑤(a)で定義されます。)による権利行使は認められない旨の差別的行使条件等及び当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに本新株予約権を、新株予約権の無償割当ての方法(会社法第277条以下)により、当社の全ての株主の皆様に対して割り当てることとなります(詳細は下記3をご参照下さい。)

④ 当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、当社による本新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付される場合には、非適格者の有する当社株式の割合は、一定程度希釈化されることとなります。

(2) 対象となる大規模買付行為等

本対応方針において、「大規模買付行為等」とは、

- ① 特定株主グループ^(注1)の議決権割合^(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等^(注3)の買付行為(公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。)、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。)、又は
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係^(注4)を樹立するあらゆる行為^(注5)(但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。)を意味し(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。)、 「大規模買付者」とは、上記のとおり、かかる大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

(注1)特定株主グループとは、(i)当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)並びに(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者(これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。)を意味します。

(注2)議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の所有者及びその共同所有者である場合の当該所有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3)株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(注4)「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

(注5)本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします(かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。)。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(3) 対抗措置の発動に至るまでの手続

本対応方針は、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてそのご意思を表明する機会の確保を目的としたものであるところ、事務手続上、当社の株主意思確認総会の開催には、相応の準備期間を要します。また、本対応方針は、株主の皆様が当該大規模買付行為等の是非を熟慮される前提として、大規模買付者からの情報提供を求め、その情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために要する時間を確保することも目的としております。

そこで、大規模買付者から大規模買付行為等に関する情報を取得し、かつ株主の皆様の熟慮期間を確保した上で、確実に株主意思確認総会を経られるよう、大規模買付者には、本対応方針に定める以下の手続に従っていたくものとします。

① 大規模買付行為等趣旨説明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為等を開始する60営業日前までに、大規模買付行為等趣旨説明書を当社取締役会宛に書面にて提出していただきます。ただし、本対応方針導入前にすでに開始された本公開買付けについては、本公開買付け届出書を大規模買付行為等趣旨説明書とみなします。

大規模買付行為等趣旨説明書には、実行することが企図されている大規模買付行為等の内容及び態様等に応

じて、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付届出書に記載すべき内容に準じる内容を日本語で記載していただいた上、大規模買付者の代表者による署名又は記名押印をしていただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書を添付していただきます。

② 情報提供

当社は、大規模買付者に対して、当社取締役会が大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から5営業日以内(初日は算入されないものとします。)に、株主の皆様が株主意思確認総会において大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる別紙に記載の情報(但し、大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、合理的な範囲で内容を変更します。以下、当該情報を「本必要情報」といいます。)の提供を求めます。ただし、本対応方針導入前にすでに開始された本公開買付けについては、意見表明報告書における質問権(金融商品取引法第27条の10第2項1号)の行使をもって本必要情報の提供を求めるものとします。

当社は、本必要情報が提出された場合、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様において当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断されるために不十分であると合理的に判断する場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求める(かかる判断に当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。)ことがあります。この場合には、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。当該情報が提供された場合にも、当社は、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。

③ 取締役会評価期間

当社取締役会は、当社が大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日(ただし、本対応方針導入前にすでに開始された本公開買付けについては、公開買付届出書提出日〔初日算入〕)から60営業日を、当社取締役会による大規模買付行為等がなされることの是非を評価・検討するための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。なお、取締役会評価期間については、上記②の情報提供の完了時ではなく、大規模買付行為等趣旨説明書の受領日を期間の起算点としていることに鑑み、暦日ではなく営業日をベースとしております。大規模買付行為等趣旨説明書受領日を起算日としつつ、暦年ではなく営業日ベースとした場合でも、独立委員会及び取締役会が発動の是非を判断する一般的な事前警告型買収防衛策においても、発動の是非を判断するために必要な情報を収集する期間として60日、発動の是非を検討するための期間として90日の合計150日以上期間が確保される事例が多いことからすると、これら事例の期間と比較しても、60営業日の取締役評価期間は、公開買付に与える影響を可及的に少なくした相当な期間であると考えております。

大規模買付行為等は、取締役会評価期間の経過後(但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び株主意思確認総会の終結後)にのみ開始されるべきものとします。

なお、当社取締役会において大規模買付行為等に対する賛否の決議に至った場合には、当該決議にかかる当

社取締役会の評価・判断・意見等を適時適切に開示します。

④ 株主意思確認総会の開催

当社は、当社取締役会において大規模買付行為等がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、大規模買付行為等趣旨説明書受領後（ただし、本対応方針導入前にすでに開始された本公開買付けについては、公開買付届出書提出後〔初日算入〕）、60営業日以内に株主意思確認総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主意思確認総会を開催します。株主意思確認総会の開催の決定に際しては、独立委員会の意見を最大限尊重して判断するものとします。当該株主意思確認総会においては、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当社取締役会は、当該株主意思確認総会において、大規模買付行為等がなされることに代わる当社の企業価値ひいては株主の皆様の利益の最大化に向けた代替案を提案することがあります。かかる提案をするに当たっては、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重するものとします。

株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくことになります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。なお、株主意思確認総会を開催する場合には、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適時適切な方法によりお知らせします。

⑤ 対抗措置

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案を承認された場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、下記3に記載する対抗措置(差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て)を発動します。これに対し、当該株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

但し、大規模買付者が上記①から③までに記載した手続を遵守せず、上記④に記載する株主意思確認総会を開催する以前において大規模買付行為等を実行しようとする場合には、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関し、大規模買付者から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために必要な時間を確保することができず、また、株主の皆様のご意思を確認する機会も確保することもできません。従って、かかる場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を経ることなく、特段の事由がない限り、対抗措置を発動します。当社取締役会は、対抗措置発動の是非を判断するに当たっては、後記⑥の対抗措置発動の要件に該当することを前提に、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。但し、この場合においても、当社は、対抗措置の発動後ではありますが、原則として、下記「Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み」「3 対抗措置（新株予約権の無償割当て）の概要」に記載の本新株予約権の無償割当ての効力発生日前に、株主意思確認総会を開催し、当社取締役会の決定

を、株主の皆様にも事後的にお諮りします。当該株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置としての本新株予約権の無償割当てを中止します。

なお、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」においても、「株主が買収の是非を適切に判断するための時間や情報を確保する場合や、被買収者の取締役会が、株主のために、買収者との交渉を通じてより良い買収条件を引き出すための交渉機会を確保する場合においては、当該取締役会が買収防衛策を導入し、さらに、合理的と認められる範囲の手続に反して一時停止しない買収者に対し、これを発動することが認められうる。」とされているところです。

⑥ 対抗措置発動の要件

本対応方針に基づく対抗措置を発動するための要件は、下記Ⅰ又はⅡの事由に該当し、かつ該当することにつき独立委員会の意見・勧告を得た場合とします。

Ⅰ. 発動事由その1

大規模買付者が上記①から④までに記載した手続を遵守せず、その結果大規模買付行為等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされないなど、当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められ、かつ対抗措置の発動が相当である場合

Ⅱ. 発動事由その2

下記 i から x のいずれかに該当し、かつ対抗措置の発動が相当である場合

- i. 大規模買付者が、企業経営に真に参加する意思がないにもかかわらず、株式を買い占め、その株式について会社側に高値で買取りを要求する行為を行っている又は行おうとしている者であると判断される場合
- ii. 大規模買付者が、当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に大規模買付者又はその関係者の利益を実現する経営を行うような行為を行おうとしている者であると判断される場合
- iii. 大規模買付者が、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為を行おうとしている者であると判断される場合
- iv. 大規模買付者が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為を行おうとしている者であると判断される場合
- v. 大規模買付者の提案する当社株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠その他の条件の具体的内容、当該取得の時期及び方法を含む。）、違法性の有無、実現可能性等が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- vi. 大規模買付者が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条

件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。) など株主に株式の売却を事実上強要する行為を行おうとしている者であると判断される場合

- vii. 大規模買付者の提案が、株主共同の利益を損なうおそれがある大規模買付行為等の提案であるにもかかわらず、株主が株式を大規模買付者に譲渡するか、保持し続けるかを判断するために十分な情報がないなど、株主が当該提案を判断することが困難な場合で、大規模買付者に情報を提供させたり、あるいは会社が大規模買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらしたりするため、必要な時間と情報を十分に確保する必要がある場合
- viii. 大規模買付者が、株式を買い集め、多数派株主として自己の利益のみを目的として濫用的な会社運営を行おうとしている者であると判断される場合
- ix. 大規模買付者が、株主が株式を売却することを事実上強要され、又は真実の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるをえない状況に置かれることになり、株主に財産上の損害を生じさせることとなる行為を行おうとしている者であると判断される場合
- x. その他上記 i から ix に準じる場合で、当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合

3 対抗措置(本新株予約権の無償割当て)の概要

当社が、本対応方針に基づく対抗措置として実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです(下記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとします。)

(1) 割り当てる本新株予約権の内容

① 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

② 本新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、取締役会が別途定める数とします。

③ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。

④ 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、取締役会が別途定める一定の期間とします。

⑤ 本新株予約権の行使の条件

- (a) 非適格者が保有する本新株予約権(実質的に保有するものを含みます。)は、行使することができません。
「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- (i) 大規模買付者
- (ii) 大規模買付者の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項)
- (iii) 大規模買付者の特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項)
- (iv) 取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
 - (x) 上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - (y) 上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。
- (b) 新株予約権者は、当社に対し、上記 ⑤ (a)の非適格者に該当しないこと(第三者のために行使する場合には当該第三者が上記 ⑤ (a)の非適格者に該当しないことを含みます。)についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。
- (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。
- (d) 上記 ⑤ (c)の条件の充足の確認は、上記 ⑤ (b)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとします。

⑥ 取得条項

- (a) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、上記 ⑤ (a)及び(b)の規定に従い行使可能な(即ち、非適格者に該当しない者が保有する)もの(上記 ⑤ (c)に該当する者が保有する本新株予約権を含みます。下記 ⑥ (b)において「行使適格本新株予約権」といいます。)について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を、対価として取得することができます。
- (b) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの(以下に記載する行使条件及び取得条項その他取締役会が定める内容のものとし、以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。)を対価として取得することができます。

(i) 行使条件

非適格者は、次に定める場合その他取締役会が定める場合を除き、第2新株予約権を行使することができません。

(x) 大規模買付者が株主意思確認総会決議後に大規模買付行為等中止又は撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを誓約するとともに、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合であって、かつ、

(y) 当該処分を行った後における大規模買付者の株券等保有割合(但し、本(i)において、株券等保有割合の計算に当たっては大規模買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。)として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、当該処分を行った大規模買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する数の株式を目的とする第2新株予約権につき、当該20%を下回る割合の範囲内でのみ行使することができます。

(ii) 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権(但し、行使条件が充足されていないものに限り、)を、その時点における当該第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができます。

(c) 本新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記 ⑤ (b)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとします。

なお、当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

⑦ 譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、取締役会の承認を要します。

⑧ 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

⑨ 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

⑩ 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

(2) 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式(当社の有する普通株式を除く。)1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主(当社を除く。)に対し、本新株予約権を割り当てます。

(4) 本新株予約権の総数

取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数(但し、当社が有する普通株式の数を除く。)と同数とします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会が別途定める基準日以降の日で取締役会が別途定める日とします。

(6) その他

本新株予約権の無償割当ては、①株主意思確認総会による承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されないこと、又は、②大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守せず、上記2(3)④に記載する株主意思確認総会を開催する以前において大規模買付行為等を実施しようとする場合の何れかが充足されることを条件として効力を生じるものとします。

4 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本対応方針導入時に本対応方針が株主及び投資家の皆様へ与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。従って、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接的具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

本新株予約権は、株主の皆様全員に自動的に割り当てられますので、本新株予約権の割当てに伴う失権者が生じることはありません。本新株予約権の無償割当てが行われる場合、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。また、本新株予約権については、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することを予定しております。

但し、上記3(1)⑤(a)所定の非適格者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に不利益が発生する可能性があります。

また、当社が本新株予約権の無償割当てを行う場合、本新株予約権の無償割当てを受けるための基準日を設定します。本新株予約権の無償割当てによって当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることから、本新株予約権の無償割当てを受ける株主の皆様を確定した後は、当社株式の株価が下落する可能性があります。当社取締役会は、大規模買付行為等の態様その他諸般の事情を考慮した上で、本新株予約権の無償割当てのための基準日を設定します。当社はかかる基準日を設定する場合には適時適切に開示します。

大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守し、かつ、株主意思確認総会において対抗措置の発動に係る議案につき株主の皆様のご承認が得られない場合には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。また、当社取締役会は、対抗措置を発動する手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合（大規模買付行為等が撤回された場合、大規模買付行為の条件等が変更された結果として変更後の大規模買付行為について当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうとは認められないと合理的に判断される場合、独立委員会による対抗措置の発動中止の勧告があった場合、その他これに類する場合を想定しております）には、対抗措置の発動を中止することがあります（その場合には、適用ある法令等に従って、適時適切な開示を行います。）。1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買等を行った株主及び投資家の皆様は、これらの事態のいずれかが生じる場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に必要な手続

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の無償割当てのための基準日を定め、適時適切に開示します。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社の株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。従って、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることとなります。

(b) 本新株予約権の取得の手続

株主の皆様には割り当てられた本新株予約権は、上記3に記載のとおり、行使の条件や行使に関する手続が定められておりますが、原則として、行使期間の到来よりも前の当社取締役会が別途定める日に、取得条項に基づき当社が取得することを予定しております。その場合には、当社は、法令等に従い、取得の日の2週間前までに公告をした上で、かかる取得を行います。

当社が、上記3(1)⑥(a)に従って、取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります。

但し、非適格者については、本新株予約権の取得又は行使等に関する取扱いが他の株主の皆様と異なることになります。

(c)その他

当社は、上記の各手続の詳細について、実際にこれらの手続が必要となった際に、法令等に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

5 本対応方針の合理性を高める仕組み

(1) 平時の買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、平時に導入されるいわゆる買収防衛策とは異なるものではありませんが、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、並びに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則及び同取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」(2018年6月1日の改訂後のもの)の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されております。

指針等の趣旨を踏まえた取組の例は以下のとおりです。

- i 本対応方針の開示をもって、当社取締役会の考え方を明確に説明していること。
- ii (十分な情報収集および検討時間の確保を前提に) 取締役会の評価結果につき適時適切に開示するとしていること。
- iii 判断の公正性を担保し、かつ取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するとしていること。
- iv 株主の判断に必要な十分な情報と検討時間を確保することが本対応方針の主目的であり、かつ対抗措置の発動は原則として株主意思確認総会での承認を条件としていること
- v 対抗措置の発動手続および発動要件を明示・特定し、かつ恣意的な発動を排除する措置(独立委員会の勧告等)を講じていること

(2) 株主意思の尊重(株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること)

当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様ご意思を反映いたします。大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様ご意思に基づいてのみ対抗措置の発動の有無が決定されることになります。

また、大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守せず、上記2(3)④に記載する株主意思確認総会を開催する以前において大規模買付行為等を実施しようとする場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、取締役会限りで発動されることとなりますが、これは、株主の皆様が必要十分な情報について熟慮した上で大規模買付行為等の賛否を判断する機会を与えないという大規模買付者の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は、株主の皆様ご意思を確認する機会を確保するためにやむを得ないものと考えております。なお、取締役会限りで対抗措置が発動された場合においても、当社は、対抗措置の発動後ではありますが、事後的に株主の皆様ご意思を確認するため、すみやかに株主意思確認総会を開始し、追認決議を得ること検討しております。株主意思確認総会の開催および付議等につき当社にて決定した場合には、適時適切に

開示いたします。

さらに、下記6記載のとおり、本対応方針の有効期間は、原則として2021年9月末日までとします。

このように、本対応方針は、株主意思を最大限尊重するものです。

(3) 取締役の恣意的判断の排除

上記(2)記載のとおり、当社は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動の有無が決定されることとなり、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。

また、当社は、上記2(1)②記載のとおり、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について、独立社外取締役2名及び外部の有識者1名からなる独立委員会の勧告を受けるものとしています。当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしています。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等)の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の客観性及び合理性が担保されております。

従って、本対応方針は、取締役の恣意的判断を排除するものであります。

(4) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、下記6記載のとおり、株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)又はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。

6 本対応方針の廃止の手続及び有効期間

本対応方針の有効期間は、2021年9月末日までとします。但し、2021年9月末日において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、上記のとおり、本対応方針は、既に具体化している本公開買付けを含む大規模買付行為への対応を主たる目的として導入されるものであるため、具体的大規模買付行為が企図されなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されていません。

なお、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合(株主総会決議による本対応方針の廃止を排除するものではございません)には、本対応方針はその時点で廃止されることになります。

また、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年ありますが、いわゆる期差任期制は採用していません。このため、期差任期制により取締役会による本対応方針の廃止を実質的に困難にさせる状況はございません。

第1 大規模買付者等及びそのグループの詳細

1. 大規模買付者（法人の場合）の本店所在地、日本国内における連絡先、設立準拠法、事業内容、従業員数、事業所の概要、各役員の氏名及び過去10年間の経歴（所属した会社等における役職の履歴、賞罰を含みます。以下「経歴」といいます。）、大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、代表者の氏名及び過去10年間の経歴を含みます。）、大規模買付者を実質的に支配する主体が存在する場合には当該主体の概要（大規模買付者に対する支配の具体的態様、具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、代表者の氏名及び過去10年間の経歴を含みます。）、主取引銀行、出資先、出資先に対する出資割合、実質的に支配ないし運用するファンド（日本法に基づいて設立されたものであると外国法に基づいて設立されたものであるとを問わず、法形式の如何を問いません。以下「ファンド」といいます。）並びにその組員又は出資者（直接であるか間接であるかを問いません。）、業務執行組員及び投資に関する助言を継続的に行っている者（以下「組員等」といいます。）の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、代表者の氏名及び過去10年間の経歴を含みます。以下「組員等の概要」といいます。）、投資方針の詳細、過去10年間ににおける投融資活動の詳細、並びに外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第26条第1項に規定される「外国投資家」（以下「外国投資家」といいます。）への該当性の有無及びその根拠となる情報（貴社の議決権の直接・間接の保有者の状況及び貴社役員の日本国内における住所・居所の有無を含みます。）についてご教示ください。
2. 大規模買付者（法人の場合）の代表者の住所、日本国内における連絡先、納税地、主取引銀行、過去10年間の経歴、出資先、出資先に対する出資割合及び出資先における役職、実質的に支配ないし運用するファンド並びにその組員等の概要、投資方針の詳細、過去10年間ににおける投融資活動の詳細についてご教示ください。
3. 大規模買付者（個人の場合）の住所、日本国内における連絡先、納税地、主取引銀行、過去10年間の経歴、出資先、出資先に対する出資割合及び出資先における役職、実質的に支配ないし運用するファンド並びにその組員等の概要、投資方針の詳細、過去10年間ににおける投融資活動の詳細、並びに外国投資家への該当性の有無及びその根拠となる情報（日本国内における住所・居所の有無を含みます。）についてご教示ください。
4. 大規模買付者の当社株券等に係る金融商品取引法上の共同所有者及び特別関係者、並びに大規模買付者の親会社、子会社及び関連会社及び大規模買付者に対して実質的な影響力を行使しうる個人や親族のグループが存する場合（以下、これらの者及び大規模買付者を総称して「大規模買付者グループ」といいます。）、その者が法人である場合には、上記1. 及びその代表者に関する上記2. に準ずる事項、その者が個人である場合には上記3. に準ずる事項につき、それぞれご教示ください。

5. 大規模買付者グループに含まれるファンド、法人、組合その他の団体の意思決定機関（意思決定機関に指示、アドバイス等を行う者がいる場合には、その者を含みます。以下同じ）の概要（各意思決定機関の名称、並びにそれぞれの具体的な権限事項及び意思決定の手続）についてご教示ください。また、これらの意思決定機関が個人である場合には当該個人の具体的な役職、氏名及び経歴を、会議体である場合には、参加資格を有する者の範囲及び人数をご教示ください。また、大規模買付者グループ以外に、当社株式の買付け（以下「本株式買付け」といいます。）に関わる意思決定に関与する者の有無、それが存する場合にはその者の具体的な氏名又は名称、概要、役割並びにその意思決定機関の概要（その名称並びに具体的な権限事項及び意思決定の手続）についてもご教示ください。
6. 大規模買付者グループがそれぞれ保有する当社株券等（エクイティ・スワップその他のデリバティブ等を通じて実質的に保有している当社株券等を含みます。以下「保有株券等」といいます。）の数、保有株券等のうちエクイティ・スワップその他のデリバティブ等を通じて実質的に保有している当社株券等がある場合には、当該株券等の数、当該デリバティブ等の詳細及び当該デリバティブに係る契約の相手方その他関与者の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）、保有株券等のうち担保等に供されている株券等の数及び担保権等を有している者の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）、並びに大規模買付者グループによる直近 60 日間における保有株券等を含む当社株券等の取引状況について具体的にご教示ください。
7. 大規模買付者グループの保有株券等の株主名簿上の株主の名義、これらの者の株主名簿上の株式の数、これらの者がいかなる契約その他の関係に基づき株主名簿上の株主となっているか、株主名簿上の株主の名義を変更する予定がある場合は変更予定先の名称について具体的にご教示ください。
8. 大規模買付者の総資産に占める保有株券等の価額の割合につき、ご教示ください。
9. 大規模買付者グループの総資産に占める保有株券等の価額の割合につき、ご教示ください。
10. 大規模買付者グループ及びその構成員（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンドである場合は主要な組員等を含みます。以下同じ）の、当社グループの営む石油製品等の仕入及び販売の石油事業、ホームエネルギー事業（LPG・灯油等の家庭用燃料小売事業）、建設機械等のレンタル事業、メガソーラー発電による売電等の環境関連事業（総称して、以下「当社事業」といいます。）についての知識及び経験の詳細について具体的にご教示ください。
11. 大規模買付者グループ及びその構成員が、日本において、会社を実質的に経営し、当該会社の実際の業務に関与された経験の有無、及び、もしある場合にはその具体的な内容（大規模買付者グループの有する議決権の割合、実際の経営ないし業務への関与の形態を含みます。）をご教示ください。特に当社事業と同様の事業に関して会社を経営ないし業務に関与されたご経験がある場合（但し、単に株式を保有した場合を除くものとし

す。)には、その内容について具体的にご教示ください。

12. 大規模買付者グループ及びその構成員が、日本以外の国において、株式の取得、役員の派遣等を通じて、当社事業と同様の事業を営む会社を実質的に経営した経験の有無をご回答ください。仮に、かかる経験がある場合には、大規模買付者グループ及びその構成員が経営した会社の名称、設立準拠法、事業所（複数の事業所が存在する場合には、その中の主要なもの）の所在する国又は地域、事業内容、沿革、資本構成及び財務内容、同社に対する大規模買付者グループ及びその構成員の有する議決権の割合、並びに、大規模買付者グループ及びその構成員がどのように経営を行ったか（経営者を派遣したか、大規模買付者グループ及びその構成員が当該会社に対してどのような成長の支援等をしたか等）についてご教示ください。
13. 大規模買付者グループ及びその構成員について、現在又は過去 10 年間に於いて、法令等（わが国のものであるか外国のものであるか否かを問わず、法律、政令、規則、命令、条例、ガイドライン、通達、行政指導、金融商品取引所規則その他の規制を含みます。以下同じ）の違反の事実があるかどうか（存在する場合はその具体的事実関係）、有罪判決（未確定のものを含みます。）を受けたことがあるかどうか（存在する場合はその罪名及び科刑）、司法機関若しくは行政機関等（わが国のものであるか外国のものであるかを問いません。）から法令等の違反行為を認定する判決、決定、命令、処分（課税処分を含みます。）、指導若しくは指摘（税務当局からの源泉徴収漏れの指摘を含みます。）等（以下「判決等」といいます。）を受け、又はそのような判決等に向けた司法手続若しくは行政手続等（わが国のものであるか外国のものであるかを問いません。）の対象となったことがあるかどうか（存在する場合は当該判決等及び当該手続の具体的内容）をご教示ください。
14. 大規模買付者グループ及びその構成員について、現在日本国内及び海外において係属している訴訟その他の司法上の手続の具体的内容（係属している裁判所、当該訴訟等の提起の日、当事者、主な争点、訴額等）をご教示ください。
15. 大規模買付者グループ及びその構成員について、現在又は過去において反社会的勢力ないしテロ関連組織との関係を有している場合は、当該反社会的勢力ないしテロ関連組織の概要、当該反社会的勢力ないしテロ関連組織と関係を有している者の名称、当該反社会的勢力ないしテロ関連組織との関係性についてご教示ください。
16. 大規模買付者グループ及びその構成員が過去支配ないし運用していたファンド又は所属していた法人、組合その他の団体若しくはそのグループ会社又はその構成員（業務執行者を含みます。）について、現在又は過去 10 年間に於いて法令等違反の事実があるかどうか（存在する場合はその具体的事実関係）、有罪判決（未確定のものを含みます。）を受けたことがあるかどうか（ある場合はその罪名及び科刑）、司法機関若しくは行政機関等から法令等違反行為を認定する判決等を受け、又はそのような判決等に関する司法手続若しくは行政手続等の対象となったことがあるかどうか（存在する場合は当該判決等及び当該手続の具体的内容）をご教示ください。

17. 大規模買付者グループがこれまで行った日本国内の企業の株券等を取得及び保有した事例について、経営者に面会する等して、株価上昇や利益の株主への還元等のため、中核となる事業に資産を傾注したり、余剰の資産を処分したり、増配、自己株式取得や大規模買付者グループが推薦する者を取締役として選任すべきである等という具体的な提案を行なったことがある場合、提案の具体的内容、提案を受けた企業の対応、企業による提案の実行により生じた株価上昇の有無及びこれにより大規模買付者グループが受けた利益の内容についてそれぞれ具体的にご教示ください。
18. 大規模買付者グループがこれまで行った日本国内の企業の株券等を取得及び保有した事例において、大規模買付者グループの提案を実現するために、委任状争奪戦（プロキシファイト）を実行したことはあるか、その結果はどのようなものであったのかについて具体的にご教示ください。
19. 大規模買付者グループにおける、法令等を遵守するための内部統制システム（企業集団内部統制システムを含みます。）及びコンプライアンスシステムの具体的内容及びその実効性についてご教示ください。
20. 大規模買付者グループに含まれる各企業の直近３年分の貸借対照表及び損益計算書をご開示ください。
21. 大規模買付者グループ及びその構成員の投資行動のうち、投資先企業の株式を取得した後、その株式を、投資先企業自体、投資先企業の大株主又は投資先企業の経営陣等の会社関係者に取得させることにより投資を回収した又は回収しようとした事例があれば、これらの行動に至った経緯及びその具体的内容等をご教示ください。また、当社株券等についても、今後買い集めを進めた後に、当社又は当社の大株主や経営陣等に取得させる可能性があるかどうか、当社又は当社の大株主や経営陣等がこれを拒んだ場合におけるその他の投資回収の方法及びその内容、並びにその経済合理性、実現可能性、時期等についてどのように考えているかをご教示ください。
22. 大規模買付者グループ及びその構成員が支配ないし運用したこと又は所属していたことがある法人又はファンドがこれまで行った日本国内の企業に対する投資行動について、各投資先の銘柄、それぞれを投資先として決定した理由（大規模買付者グループの投資基準の具体的内容を含みます。）、株券等の取得を開始した時期、株券等の取得の目的、投資方針、投資回収の方法及び期間、投資先への提案行為、投資先企業の企業価値の向上に資する活動を行った場合には当該活動の具体的内容、投資後の経営への参画の内容、投資後の重要財産の売却その他の処分の有無、各投資先の株券等の取得方法、投資回収方法及び投資回収期間、投資後の業績の推移、及び投資先の経営陣や従業員との間での友好的関係が構築できたか等について個別に具体的にご教示ください。
23. 大規模買付者グループによる保有株券等の保有の目的及び今後の保有方針（保有株券等の処分を行う可能性がある場合には、現時点で想定される目的、時期、取引条件、株数、相手方、方法、また、自己株式取得による保有株券等の引取りに係る当社への要求の意図の有無（当該意図が存在する場合には、想定される引取価格及び株券等の総数）等、具体的な内容を含みます。）についてご教示ください。

第2 本株式買付けの目的、方法及び内容等

1. 本株式買付けの主体を、大規模買付者グループの中から大規模買付者とした理由等について、具体的にご説明ください。
2. 大規模買付者により本株式買付けが行われた場合、当社株式の流動性が低下するとともに、当社の株主数、流通株式数、流通株式比率及び流通株式時価総額が低下することになりますが、このような当社株式の状況をも踏まえた上で、大規模買付者による本株式買付けにより、①市場における当社株式の適正な株価の形成機能に生じる影響、②当社株式の上場市場の変更の可能性や上場維持に生じる影響、③当社に対する潜在的な投資家（機関投資家）の投資意欲に与える影響、④その他当社の企業価値及び株主利益に与える影響に関する考え方について具体的にご教示ください。また、そのように当社株式の流動性が失われるにもかかわらず、当社株券等を買進める理由及びその真の狙いについて具体的にご教示ください。
3. 上記のように大規模買付者により本株式買付けが行われた場合、当社株式の流動性が低下することになる状況において、どのように、また、どの程度、株価の上昇が期待できると考えているか、株主利益に与える影響等について、それぞれの根拠とともに具体的にご教示ください。
4. 大規模買付者グループにおける当社株券等の取得方針、想定投資利回り、投資回収期間、投資回収金額、その他の投資方針に関する基本的な考え方について具体的にご教示ください。
5. 大規模買付者グループが当社に対して投資を行うにあたり重視した経営ないし財務指標及び大規模買付者グループが望ましいと考える当該指標の水準についてご教示ください。
6. 現在の当社の市場株価において、当社グループ各社の企業価値及び株式価値は妥当に評価されているか、及びその判断基準について具体的にご教示ください。また、もし妥当に評価されていないとする場合、市場において当社株式が妥当に評価されない理由に関するお考えについても、具体的にご教示ください。
7. 大規模買付者グループのこれまでの保有株券等の取得にあたっての1株当たりの平均コストについてご教示ください。
8. 本株式買付け後に、当社に対して、当社の経営に関する何らかの提案又は助言等を行う可能性があるかどうか、また、どのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような提案又は助言等を行う可能性があるかについて、具体的にご教示ください。
9. 本株式買付けについての具体的な検討を開始した時期、その結果、本株式買付けを行う可能性があるとの判断に至った理由、経緯、時期及びかかる判断を行う上での前提となった事実をご教示ください。

10. 当社を投資先を選んだ理由を具体的にご教示ください。
11. 本株式買付け実施のタイミングとして今を選択した理由をご教示ください。
12. 買付方法として公開買付け・市場買付等のうち当該手法を選択した具体的な理由をご教示ください。
13. 仮に、当社において、当社の既存の株主の意思を確認するプロセスを実施することとなった場合、大規模買付者において、当該プロセスに協力する意図があるかご回答ください。たとえば、当社において、本株式買付けの是非について株主総会に付議し、当社の株主の意思を確認しようとする場合、大規模買付者において、①本株式買付けを一旦中止する等して当該株主総会の開催に協力する意向があるか、また、②当該株主総会において、本株式買付けに対して反対し、大規模買付者に対してその中止を要請することが承認された場合（当該株主総会に出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の賛成によって承認されることを条件とする。）、当該株主総会決議に従い、本株式買付けを中止する意向の有無についてご回答ください。
14. 大規模買付者グループがこれまで行った当社株券等に関する取引（大規模買付者グループ内の取引を含みます。）の具体的内容（取引の時期、相手方、方法及び価格等）をご教示ください。
15. もし上記第1の11. 又は12. のようなご経験がある場合には、それらのうちのどの会社に関するどのようなご経験が、当社の経営のどの部分にどのように役に立つのかについて、具体的にご教示ください。
16. 本株式買付けの実施に関し適用される可能性のある外為法その他の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の内容、これらの取得ないし履践・遵守の状況について具体的にご教示ください。
17. 本株式買付けの完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性について具体的にご教示ください。
18. 本株式買付けについて大規模買付者がアドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社若しくはその他の金融機関、弁護士、会計士及び税理士その他大規模買付者が本株式買付けについて起用しているアドバイザーの概要（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者氏名を含みます。）につき、それぞれご教示ください。

第3 本株式買付けの対価の算定根拠及び資金の裏付け

1. 本株式買付けの実施にあたって、買付けに係る対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに本株式買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額並びにその算定根拠を含みます。）について具体的にご教示ください。
2. 本株式買付け（現在までに大規模買付者グループが取得した当社株券等に係る買付行為を含みます。）に係る資金の一部又は全部が大規模買付者グループの個人、ファンド、法人、組合その他の団体の手元資金である場合、当該手元資金の詳細（当該資金の保有者の名称及び保有形態、資金額、手元資金と外部調達資金の割合を含みます。）について具体的にご教示ください。また、これらの手元資金を保有していることを証する資料をご提示ください。
3. 本株式買付け（現在までに大規模買付者グループが取得した当社株券等に係る買付行為を含みます。）に係る買付け等の資金の一部又は全部が外部調達資金である場合、当該外部調達資金の詳細（当該資金の提供者（直接であるか間接であるかを問わず、実質的提供者を含みます。）の具体的名称及び資本構成、当該資金提供者を実質的に支配する主体が存在する場合には当該主体の概要（資金提供者に対する支配の具体的態様、具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、代表者の氏名及び過去10年間の経歴を含みます。）、調達方法、調達金額、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます。）について具体的にご教示ください。また、これらの資金提供を受けられることを証する資料をご提示ください。

第4 第三者との間における意思連絡

1. 本株式買付けに関し、当社及び大規模買付者グループ以外の第三者（当社の競業他社も含みます。）との間における事前の協議その他の意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。）の有無並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様、内容及び当該第三者の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）についてご教示ください。

第5 大規模買付者等が保有する又は取得を予定している当社の株式等に関する契約等

1. 大規模買付者グループが、現在又は過去において、当社株券等に関して締結している又は締結した貸借契約、担保契約、買戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取り決めその他の合意（口頭によるものを含みます。以下「担保契約等」といいます。）について、担保契約等の相手方の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）、担保契約等の対象となっている当社株券等の数、担保契約等の具体的内容をご教示ください。

2. 大規模買付者グループが、本株式買付けにおいて取得を予定する当社株券等に関して締結する予定の担保契約等がある場合には、担保契約等の相手方の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）、担保契約等の対象となる当社株券等の数、担保契約等の具体的内容をご教示ください。

第6 本株式買付けの後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

1. 大規模買付者グループは当社の企業経営に参加する意思を有しているか、仮に有している場合にはその具体的内容についてご教示ください。
2. 当社に対して取締役その他の役員を派遣することを提案する可能性があるかどうか、どのような事由が発生した場合に役員を派遣することを提案する可能性があるかについて具体的にご教示ください。
3. 本株式買付けの完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（本株式買付けの完了後における当社事業又は資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）その他本株式買付けの完了後における当社及び当社グループの顧客、取引先、役員、従業員、当社の運営・管理する不動産又は製造生産設備等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針について具体的にご説明ください。
4. 本株式買付けの完了後における、大規模買付者グループによる保有株券等の保有方針（市場等における当社株券等の買増し又は保有株券等の処分を行う可能性がある場合には、現時点で想定される目的、時期、取引条件、株数、相手方、方法、また、自己株式取得による保有株券等の引取りに係る当社への要求の意図の有無（当該意図が存在する場合には、想定される引取価格及び株券等の総数）等、具体的な内容を含みます。）についてご教示ください。
5. 大規模買付者グループとして、当社の企業価値の源泉はどのようなものであり、当社の企業価値を中長期的に向上させるためにはどのような施策を実行するべきと考えているかについて具体的にご教示ください。
6. 当社事業に係る業界の今後の見通し、当該業界における当社の位置付けに関する大規模買付者グループの考え方について具体的にご教示ください。
7. 上記6の認識の下、当社事業に関する業界の市場の今後の需要及び動向、当該業界内での当社の位置付け（たとえば、競合他社との比較等）、並びに、これから当社が進むべき経営の方向性についてどのように考えているのかについて、具体的にご教示ください。
8. 当社の資本政策に対する認識及び評価、適切と考える当社の資本政策、そのような資本政策を採用した場合に当社の企業価値に与える影響について具体的にご教示ください。

9. 当社の配当政策に対する認識及び評価、適切と考える当社の配当政策、そのような配当政策を採用した場合に当社の企業価値に与えると考えられる影響について具体的にご教示ください。
10. 当社の資産活用策に対する認識及び評価、適切と考える当社の資産活用策、そのような資産活用策を採用した場合に当社の企業価値に与える影響について具体的にご教示ください。
11. 大規模買付者グループの当社株主総会における議決権行使の方針（議決権行使基準の内容を含みます。）、その他の株主としての権利行使の方針について具体的にご教示ください。
12. 本株式買付け実施後、大規模買付者グループの当社に対する出資比率、運営体制（大規模買付者グループと当社の役割分担等）、意思決定の方法、事業運営方針等の変更を想定されているかご教示ください。想定されている場合には、どのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合にどのように変更する予定かを具体的にご教示ください。
13. 当社について、増資・減資、合併、事業譲渡・譲受け、株式交換・株式移転、会社分割その他これらに類する行為、重要な財産の処分若しくは取得等の取引に関する提案、助言又は影響力の行使（株式買取請求権の行使を含みます。）を行う可能性があるかどうか、ある場合はその具体的内容についてご教示ください。

第7 本株式買付けの後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

1. 大規模買付者グループとして、当社従業員の利益及びその意思を尊重する意向があるかどうか、ある場合はその具体的内容についてご教示ください。
2. 大規模買付者グループとして、当社従業員の労働環境の変更を求める可能性があるか、また、変更を求める可能性があるときはどのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような変更を求めるのか、その内容と理由を具体的にご教示ください。
3. 大規模買付者グループとして、当社と当社の現在及び将来の取引先・顧客の利益及びその意思を尊重する意向があるかどうか、ある場合はその具体的内容についてご教示ください。
4. 大規模買付者グループとして、当社と当社の関係会社の取引先又は顧客との関係の変更を求める可能性があるか、また、変更を求める可能性があるときはどのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような変更を求めるのか、その内容と理由を具体的にご教示ください。
5. 当社に対して従業員の削減（事業売却に伴うものも含みます。以下同じ）を提案する可能性があるかどうか、

どのような事由が発生した場合に従業員の削減を提案する可能性があるかについて具体的にご教示ください。

第8 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

1. 大規模買付者グループとして、大規模買付者グループ以外の当社の既存株主の利益及びその意思を尊重する意向があるかどうか、ある場合はその具体的内容についてご教示ください。

以 上

第1回A新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称
第1回A新株予約権（以下「本A新株予約権」という。）
2. 本A新株予約権の数
基準日（第5項で定義される。以下同じ。）における当社の最終の発行済株式の総数（但し、当社が有する当社株式の数を控除する。）とする。
3. 割当方法
株主割当の方法による。基準日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その有する当社株式1株につき、1個の割合をもって、本A新株予約権を割り当てる。但し、当社が有する当社株式には、本A新株予約権を割り当てない。
4. 本A新株予約権の払込金額
無償
5. 基準日
2021年7月末日
6. 本A新株予約権の割当てが効力を発生する日
2021年8月末日
7. 本A新株予約権の目的である株式の種類及び数
本A新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。
8. 本A新株予約権の行使期間
2021年10月1日から2022年9月末日までとする。
9. 本A新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本A新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記（2）で定義される。）に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本A新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

10. 本 A 新株予約権の行使の条件

- (1) 以下の①乃至③に該当する者（以下「非適格者」という。）は、本 A 新株予約権を行使できない。
- ① アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド（Aslead Strategic Value Fund）及びアスリード・グロース・インパクト・ファンド（Aslead Growth Impact Fund）（以下「大規模買付者」という。）
 - ② 大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する「共同保有者」をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）及び特別関係者（金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する「特別関係者」をいう。）
 - ③ 当社取締役会が当社独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
 - (a) 上記①から本③までに該当する者から当社の承認なく本 A 新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - (b) 上記①から本③までに該当する者の「関係者」。なお、「関係者」とは、上記①から本③までに該当する者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいう。組合その他のファンドに係る「関係者」の判断においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案する。
- (2) 本 A 新株予約権者は、当社に対し、上記(1)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記(1)の非適格者に該当しないことを含む。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合その他非適格者に該当しないと当社が認めた場合に限り、本 A 新株予約権を行使できる。
- (3) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本 A 新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本 A 新株予約権を行使できる。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本 A 新株予約権を行使できる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。
- (4) 上記(3)の条件の充足の確認は、上記(2)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによる。
- (5) 各本 A 新株予約権の一部行使は、できない。

11. 本 A 新株予約権の譲渡制限

本 A 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

12. 本 A 新株予約権の取得

- (1) 2021 年 9 月 1 日以降に当社取締役会が決議した場合は、同取締役会で定める取得日に、全ての、当該取得日時点で未行使であり、第 10 項(1)及び(2)の規定に従い行使可能な本 A 新株予約権（下記(2)において「行使適格本 A 新株予約権」という。）につき、取得に係る本 A 新株予約権の数に、本 A 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の当社普通株式を対価として、本 A 新株予約権者（当社を除く。）の保有

する本 A 新株予約権を、当社は取得できる。

- (2) 2021 年 9 月 1 日以降に当社取締役会が決議した場合は、同取締役会で定める取得日に、当該取得日時点で未行使である行使適格本 A 新株予約権以外の全ての本 A 新株予約権につき、取得に係る本 A 新株予約権と同数の当社新株予約権で非適格者による行使に一定の制約が付されたもの（別紙第 1 回 B 新株予約権に記載する内容のものとする。）を対価として、本 A 新株予約権者（当社を除く。）の保有する本 A 新株予約権を、当社は取得できる。
- (3) 当社は、2021 年 9 月末日までの間はいつでも、当社が本 A 新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本 A 新株予約権を無償で取得できる。
- (4) 上記（1）及び（2）に基づく本 A 新株予約権の取得に関する条件充足に関しては、第 10 項（2）に定める手続に準じた手続により確認する。

13. 本 A 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本 A 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

14. 本 A 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本 A 新株予約権を行使する場合、第 8 項記載の本 A 新株予約権を行使できる期間中に第 16 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知する。
- (2) 本 A 新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本 A 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 17 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込む。
- (3) 本 A 新株予約権の行使請求の効力は、第 16 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本 A 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

15. 新株予約権証券の不発行

当社は、本 A 新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

16. 行使請求受付場所

当社総務部

17. 払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

18. その他

上記に定めるもののほか、本A新株予約権発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について当社代表取締役社長に一任する。

(別紙) 第1回B新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

第1回B新株予約権（以下「本B新株予約権」という。）

2. 本B新株予約権の目的である株式の種類及び数

本B新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。

3. 本B新株予約権の行使期間

2021年10月1日から2036年9月末日までとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本B新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記（2）で定義される。）に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本B新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

5. 本B新株予約権の行使の条件

- (1) 本B新株予約権の保有者は、次のいずれかの条件を満たさない場合（第三者のために行使する場合には当該第三者が次のいずれかの条件を満たさない場合を含む。）には、本B新株予約権を行使できない。
 - ① 本B新株予約権の保有者が大規模買付行為等（下記（4）で定義される。）を継続しておらず、かつ、その後も大規模買付行為等を実施しないことを誓約した場合であること。
 - ② (i) 本B新株予約権の保有者の株券等保有割合（以下で定義される。）（但し、本項において、株券等保有割合の計算に当たっては本B新株予約権の保有者やその共同保有者（以下で定義される。）以外の非適格者（以下で定義される。）についても当該本B新株予約権の保有者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本B新株予約権は除外して算定する。）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っているとき、又は(ii) 本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が20%以上である場合において、本B新株予約権の保有者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分し、当該処分を行った後における本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が20%を下回ったときは、本B新株予約権の保有者その他の非適格者は、本B新株予約権につき、本B新株予約権の行使後の本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社取締役会が認める割合が20%を下回る範囲内でのみ行使できる。
- (2) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本B新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本B新株予約権を行使できる。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本B新株予約権を行使できる場

合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。

(3) 非適格者とは、以下の①乃至④に該当する者を意味する。

- ① 本 B 新株予約権の保有者
- ② 本 B 新株予約権の保有者の共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する「共同保有者」をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）
- ③ 本 B 新株予約権の保有者の特別関係者（金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する「特別関係者」をいう。）
- ④ 当社取締役会が以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
 - (a) 上記①から本④までに該当する者から当社の承認なく本 B 新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - (b) 上記①から本④までに該当する者の「関係者」。なお、「関係者」とは、上記①から本④までに該当する者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいう。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案する。

(4) 「大規模買付行為等」とは、

- ① 特定株主グループ（以下で定義される。）の議決権割合（以下で定義される。）を 20%以上とすることを目的とする当社株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）の買付行為（公開買付けの開始を含むが、それに限らない。）
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となるような当社株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）の買付行為（公開買付けの開始を含むが、それに限らない。）、又は
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含む。以下、本③において同じ。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（但し、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が 20%以上となるような場合に限る。）

を意味する（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除く。）。

「特定株主グループ」とは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、(ii) 当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいう。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含む。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいう。）並びに (iii) 上記

(i) 又は (ii) の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいう。）を意味する。

「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も計算上考慮される。）又は (ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。）の合計をいう。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいう。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいう。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照できる。

- (5) 上記（４）③における「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判断は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行う。
- (6) 上記（４）③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断する。なお、当社取締役会は、上記（４）③所定の要件に該当するか否かの判断に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがある。
- (7) 上記（２）の条件の充足の確認は、当社取締役会が定めるところによる。
- (8) 各本B新株予約権の一部行使は、できない。

6. 本B新株予約権の譲渡制限

本B新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 本B新株予約権の取得

当社は、本B新株予約権が交付された日から10年を経過する日以降、11年を経過する日までの間において当社取締役会が別途定める日（以下「本B新株予約権取得日」とする。）において、未行使の本B新株予約権が残存するときは、当該本B新株予約権の全て（但し、行使条件が充足されていないものに限る。）を、本B新株予約権取得日時点における当該本B新株予約権の公正価額に相当する金銭を対価として取得できる。

8. 本B新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本B新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 本B新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本B新株予約権を行使する場合、第3項記載の本B新株予約権を行使できる期間中に第11項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知する。
- (2) 本B新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本B新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第12項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込む。
- (3) 本B新株予約権の行使請求の効力は、第11項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本B新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
10. 新株予約権証券の不発行
当社は、本B新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
11. 行使請求受付場所
当社総務部
12. 払込取扱場所
三菱UFJ信託銀行株式会社
13. その他
上記に定めるもののほか、本B新株予約権の内容に関し必要な事項の決定その他一切の行為について当社代表取締役社長に一任する。

以 上

× ㄷ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

× ㄷ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

× ㄷ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

× ㄷ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

× ㄷ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

× ㄷ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

× ㄷ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

× ㄷ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

× ㄷ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場

都市センターホテル6階 601会議室

東京都千代田区平河町二丁目4番1号 電話 03-3265-8211 (代表)

(昨年と開催会議室を変更しておりますのでご注意ください。)

交通

◆地下鉄 麹町駅 (有楽町線) 半蔵門方面1番出口より徒歩約4分

◆地下鉄 永田町駅 (有楽町線・半蔵門線) 4番・5番出口より徒歩約4分

◆地下鉄 永田町駅 (南北線) 9b出口より徒歩約3分

◆地下鉄 赤坂見附駅 (丸ノ内線・銀座線) D出口より徒歩約8分

◆J R 四ッ谷駅麹町口より徒歩約14分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。